

中間見直し

白井市第3次 環境基本計画

良好な環境を未来につなぐ 持続可能なまち

令和4（2022）年 4月 策定
令和8（2026）年 2月 中間見直し



目次

| | |
|------------------------------------|----|
| 第1章 計画の基本的な考え方..... | 1 |
| 1. 「白井市第3次環境基本計画」策定の背景 | 1 |
| 2. 計画の目的..... | 5 |
| 3. 計画の位置づけ | 5 |
| 4. 計画の対象範囲 | 6 |
| 5. 計画期間..... | 6 |
| 6. 計画の中間見直しについて..... | 7 |
| 第2章 白井市の概況..... | 11 |
| 第3章 白井市の環境の将来像 | 17 |
| 1. 基本理念..... | 17 |
| 2. 環境の将来像..... | 18 |
| 3. 基本目標..... | 19 |
| 4. 施策展開の体系 | 20 |
| 第4章 将来像を実現するための取組 | 22 |
| 基本目標1 豊かな自然と人が共生するまち | 22 |
| 基本目標2 地球温暖化対策に取り組み、気候変動に備えるまち..... | 28 |
| 基本目標3 安全・安心を維持し、快適に住み続けられるまち..... | 35 |
| 基本目標4 ごみを減らし、資源の循環に取り組むまち | 40 |
| 基本目標5 環境にやさしいライフスタイルを広げるまち..... | 44 |
| 第5章 推進体制・進行管理..... | 49 |
| 1. 推進体制..... | 49 |
| 2. 進行管理..... | 50 |

第1章 計画の基本的な考え方

1. 「白井市第3次環境基本計画」策定の背景

(1) はじめに

白井市は、平成8（1996）年に環境都市を宣言しており、その後、環境の保全についての基本理念を定めた白井市環境基本条例を平成12（2000）年に制定しています。環境基本条例に基づき、平成24（2012）年に白井市第2次環境基本計画（以下、前計画）を策定し、人と自然が健全に共生する環境への負荷の少ない持続的な発展が可能な都市を目指して、各種の環境保全施策を総合的かつ計画的に推進してきました。

環境都市宣言

自然を愛し調和とうるおいのあるまちづくりをめざし

私たちは、美しい自然に囲まれ、うるおいとやすらぎのあるまちに住みたいと願う。

白井市は、千葉ニュータウンの開発等により、首都近郊の住宅都市として急激に発展してきました。

一方では、生活様式の変化に伴い、大気汚染、水質汚濁、ゴミの増大など日常生活に起因する環境問題も深刻となっています。

今後、地球環境を一人ひとりが責任をもって保全していくために「市民」・「事業者」・「行政」が、一体となって地域での活動することが求められています。

本市の豊かな自然・良好な環境を貴重な財産として、未来に引き継いでいく重要性を認識しなければなりません。

このため、白井市民の総意として、自然を愛し調和とうるおいのあるまちづくりをめざし、ここに「環境都市」を宣言します。

平成8年10月6日

(2) 世界の環境政策を取り巻く状況

前計画以降、国内外における環境政策を取り巻く状況は大きく変化しています。

平成27（2015）年に開催された国連サミットでは、「持続可能な開発のための2030アジェンダ*」が採択され、平成28（2016）年から令和12（2030）年までの国際目標として、「持続可能な開発目標（Sustainable Development Goals：SDGs）」が掲げられました。SDGsは、社会、経済、環境における課題を統合的に解決する考え方が示されるとともに、17の目標（図 1.1参照）とそれらに付随する169のターゲットから構成されています。その中では、国際社会全体が将来にわたって持続可能な発展ができるよう、それぞれの課題に取り組んでいくことが必要とされています。

地球温暖化対策に関する動向として、平成27（2015）年にフランス・パリで行われた国連気候変動枠組条約第21回締約国会議（COP21*）では、令和2（2020）年以降の地球温暖化対策の新たな法的枠組である「パリ協定*」が採択されました。世界全体の目標として、産業革命前からの世界の気温上昇を2°Cより十分低く保つとともに、1.5°C未満に抑えるための努力を追求することが示され、日本を含むすべての条約加盟国が温室効果ガス*排出削減の枠組を強化することが必要とされています。

また、欧州では、新型コロナウイルス感染症からの経済復興に当たり、環境や社会にも配慮した復興として「グリーンリカバリー*1」が実践されており、日本でも同様の考え方を取り入れる動きが広まろうとしています。



出典：国際連合広報センター HP

図 1.1 持続可能な開発目標（SDGs）17のゴールのロゴ

*1 グリーンリカバリー：新型コロナウイルス感染症の影響で落ち込んだ経済の復興を図る際に、脱炭素化など環境問題への取組も併せて実行しようとするウィズコロナ、アフターコロナにおける政策の一つ。

(3) 国・千葉県の環境政策を取り巻く状況

このような世界的な動向を踏まえ、国では、平成30（2018）年4月に「第五次環境基本計画*」が策定され、目指すべき社会の姿として「地域循環共生圏*」、持続可能な循環共生型の社会（環境・生命文明社会）の実現が掲げられました。また、令和2（2020）年に、国として令和32（2050）年までに温室効果ガスの排出を実質ゼロにすることが菅総理大臣（当時）により宣言され、地球温暖化対策推進法*が改正されています。さらに、令和3（2021）年10月には「地球温暖化対策計画」が策定され、令和12（2030）年度（平成25（2013）年度比46%削減）の温室効果ガス排出量の削減目標を設定するとともに、地方公共団体には地球温暖化対策実行計画（区域施策編）を義務づけられています（白井市を含む中核市未満は努力義務）。このほかにも、気候変動適応法*の制定や生物多様性国家戦略*の見直しが行われています。



出典：「第五次環境基本計画の概要」（環境省）

図 1.2 「第五次環境基本計画」における“地域循環共生圏”の考え方

千葉県においては、平成31（2019）年3月に「第三次千葉県環境基本計画」を策定し、「みんなでつくる『恵み豊かで持続可能な千葉』」の実現を掲げ、5つの基本目標「地球温暖化対策の推進」、「循環型社会*の構築」、「豊かな自然環境の保全と自然との共生」、「野生生物の保護と適正管理」、「安全で安心な生活環境の保全」を達成するための取組を進めています。また、平成28（2016）年に「千葉県地球温暖化対策実行計画 ～CO2CO2（コツコツ）スマートプラン～」を策定し、令和12（2030）年度（平成25（2013）年度比22%削減）の千葉県全体の排出量の目標を設定し、目標達成に向けた取組を進めています。さらに、令和3（2021）年2月には、2050年二酸化炭素排出実質ゼロを宣言し、「オール千葉」で一層の地球温暖化対策を推進することとしています。

このように、環境政策を取り巻く社会動向は日々変化しており、これらの変化を取り込んだ新たな対応が求められています。

(4) これまでの環境基本計画における振り返り

前計画では、5つの望ましい環境像「豊かな自然を生かし、大切にすまち」、「市民の健康と快適な生活環境を守るまち」、「限られた資源・エネルギーを大切にすまち」、「環境を知り、環境に配慮したやさしいライフスタイルを実践するまち」、「地球環境の保全に貢献するまち」を掲げ、実現するための施策に取り組んできました。

これまでの主な取組とその評価を以下に整理しました。

望ましい環境像1 豊かな自然を生かし、大切にすまち

| | |
|------|--|
| 主な取組 | 市内の多様な自然環境の保全を行うとともに、人と自然とのふれあいを進め、自然との共生を図ってきました。 |
| 評価 | 森林面積や市内の公園・緑地の数が計画で掲げた目標を達成するなど、みどりに関する取組の成果が表れています。一方で、農地面積の減少や農業従事者の高齢化等の農業に関する課題への対応や特定外来生物の増加に対応していく必要があります。 |

望ましい環境像2 市民の健康と快適な生活環境を守るまち

| | |
|------|--|
| 主な取組 | 大気や水質の保全に取り組むとともに、魅力ある景観の形成など快適な生活環境づくりを推進してきました。 |
| 評価 | 大気環境の環境基準*を概ね達成しており、水質についても一部の河川を除き環境基準を達成しています。野焼きや悪臭等の苦情件数は年による増減が大きいため、今後も引き続き、市民の声を聞きながら取組を進めることが重要です。 |

望ましい環境像3 限られた資源・エネルギーを大切にすまち

| | |
|------|---|
| 主な取組 | ごみ減量やエネルギーの有効活用を推進し、環境への負荷の少ない社会の構築に努めてきました。 |
| 評価 | 市内の再生可能エネルギー*設備容量は目標には届かなかったものの、計画当初から増加しています。地球温暖化対策のため、今後も再生可能エネルギーの導入を促進することが重要です。ひとり一日当たりの家庭ごみ排出量は横ばいに推移しており、また、一般廃棄物*の資源化率も減少傾向にあるため、ごみの減量や資源化の取組の強化が必要です。 |

望ましい環境像4 環境を知り、環境に配慮したやさしいライフスタイルを実践するまち

| | |
|------|--|
| 主な取組 | 環境学習や環境関連イベントを実施し、市民・市民団体・事業者・市の協働による環境保全活動を推進してきました。 |
| 評価 | 市内の環境関係活動団体は計画当初より増加しており、市の環境関連イベント・講座の参加・受講者数も目標を達成するなどの成果が見られます。 |

望ましい環境像5 地球環境の保全に貢献するまち

| | |
|------|--|
| 主な取組 | 省エネルギーの推進及び再生可能エネルギーの普及等の地球温暖化対策を推進してきました。 |
| 評価 | 市有施設でのエネルギー使用の効率化は進んでいるものの、市有施設の増築等の影響により市の事務事業による温室効果ガスは増加しており、より一層の温室効果ガス削減の対策が必要です。 |

2. 計画の目的

前計画の計画期間が令和3（2021）年度で終了することから、これまでの環境問題に関する社会情勢の変化に対応するとともに、本市における環境問題の解決や将来に向けた環境政策のさらなる推進を図るため、「地球温暖化対策実行計画（区域施策編）^{※2}」及び「地域気候変動適応計画^{※3}」を包含した「白井市第3次環境基本計画」（以下、本計画）を策定しました。

3. 計画の位置づけ

本計画は、市の最上位計画である「白井市総合計画」を環境面から推進するためのものです。同時に、環境行政の最も基礎となる計画としての役割と性格をあわせ持ち、本市における環境の保全に関する目標及び施策の基本的な方向性を示すものであり、本計画に基づき、市の各部門における環境の保全に関する各種の施策が立案・実施されます。

また、市民・市民団体・事業者・行政が互いに連携・協力しながら、環境の保全に取り組むための指針となるものです。

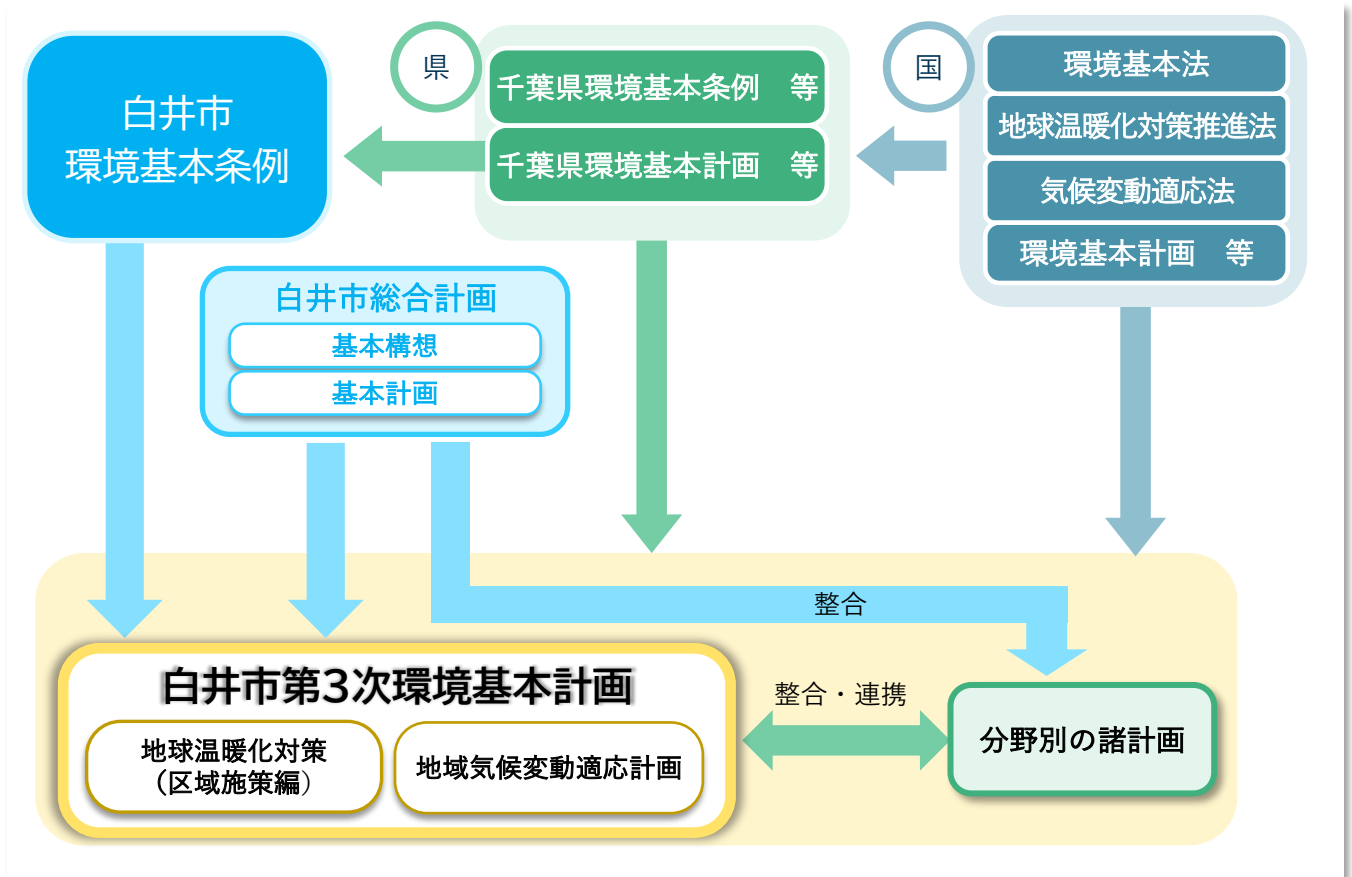


図 1.3 本計画の位置づけ

※2 地球温暖化対策実行計画（区域施策編）：国の地球温暖化対策計画に即して、その区域の自然的社会的条件に応じて、温室効果ガスの排出抑制等を推進するための総合的な計画です。

※3 地域気候変動適応計画：都道府県や市町村等が主体となって、その区域における社会的、経済的、自然的状況に応じた気候変動適応に関する施策を推進するための計画を指します。

4. 計画の対象範囲

本計画では、5つの環境分野（「自然環境」、「地球環境」、「生活環境」、「資源循環」、「環境保全」）を対象範囲とします。

表 1.1 計画の対象となる環境分野と主要要素

| 環境分野 | 主要要素 |
|------|---------------------------------------|
| 自然環境 | 生物多様性*、外来生物、谷津、緑地、水辺、農地 等 |
| 地球環境 | 再生可能エネルギー、省エネルギー、気候変動*の影響への適応 等 |
| 生活環境 | 大気、水質、騒音・振動、悪臭、化学物質、美化、景観、歴史的・文化的遺産 等 |
| 資源循環 | ごみ減量、資源循環 等 |
| 環境保全 | 環境教育、環境学習、市民・環境団体のネットワーク、環境ビジネス* 等 |

5. 計画期間

本計画の期間は、令和4（2022）年度から令和12（2030）年度末までの9年間とします。

なお、環境や社会状況の変化に応じて、次期（第6次）白井市総合計画の策定期間である令和7（2025）年度に中間見直しを実施しました。

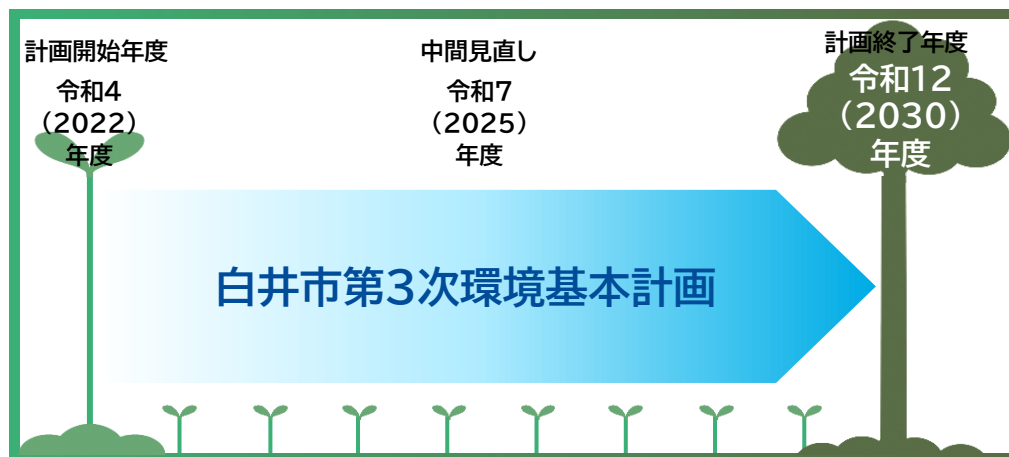


図 1.4 本計画の計画期間

6. 計画の中間見直しについて

(1) 中間見直しの背景

本計画は、令和4（2022）年度に開始していますが、その後、国では、令和6（2024）年に「第六次環境基本計画」が策定されました。環境保全を通じた、将来に渡る国民一人ひとりのウェルビーイング（高い生活の質）が最上位の目的に掲げられ、環境収容力を守り、環境の質を上げることによって、経済社会が成長・発展できる「循環共生型社会」の構築を目指すとしてされています。二酸化炭素の排出量と吸収量を均衡させるカーボンニュートラル（脱炭素）、資源の効率的・循環的な利用を図りつつ付加価値の最大化を目指すサーキュラーエコノミー（循環経済）、自然を回復軌道に乗せるため生物多様性の損失を止め反転させるネイチャーポジティブ（自然再興）等の施策において、可能な限りトレードオフ（あちらを立てればこちらは立たずの関係）を回避し、統合・シナジー（相乗作用）を発揮すべく取り組むこととされ、国民、団体、事業者、地方公共団体の各主体が、それぞれの取組みを積極的に進めることが期待されています。

また、社会的にも自然資本の管理の在り方、企業の自然環境への向き合い方等の変化が求められています。企業は、これまでの財務情報だけでなく、企業活動が自然環境に与える影響や、自然環境に対する姿勢についても開示することが求められるように世の中が変化してきました。

このような社会的変化の中、本計画も策定から5年が経過し、本市においても新たな課題の発生や上位計画である次期白井市総合計画の策定もあり、令和7年度に「白井市第3次環境基本計画」の中間見直しを行いました。

なお、データセンターや有機フッ素化合物であるPFOS（ペルフルオロオクタンスルホン酸）・PFOA（ペルフルオロオクタン酸）といった新たな課題についての記述も追加しました。

(2) 中間見直しの概要

中間見直しによって、変更のあった事項について、表1.2に概要を整理しました。

表 1.2 中間見直しの概要

| 計画の構成（※目次ベース） | 見直し事項 |
|----------------|--|
| 第1章 計画の基本的な考え方 | 1 > (3)：文言修正（総理大臣（当時）） 2. 計画の目的：文言修正 3. 計画の位置づけ > 図の修正（国土強靱化地域計画の削除） 5. 計画期間 > 文章・図の修正（中間見直し） 6. 計画の中間見直しについての項目を追記（中間見直しの背景、概要） |
| 第2章 白井市の概況 | 土地利用、気象、人口、交通 > (3)：文言、図の修正 |
| 第3章 白井市の環境の将来像 | 4. 施策展開の体系 > 施策の方向：項目変更（里山環境の保全を生物多様性の保全に統合） > 施策：項目の括りの変更、項目の削除（みどりのネットワーク）、文言修正（農工商） |

| | |
|--------------------------|--|
| | <ul style="list-style-type: none"> >達成目標：指標・数値を修正 >注釈の修正（産業部門の温室効果ガス排出目標の見直し）・追記（データセンター） >SDGsマークの追加 |
| <p>第4章 将来像を実現するための取組</p> | <p>基本目標1</p> <ul style="list-style-type: none"> >現状：表4.1に但し書き（外来種を含む旨）を追記 >課題：文章の記載順修正、文章追加（生物多様性、農業）、表4.2の追加（特定外来生物） >施策の展開：文章追加（農業） >施策の展開>施策体系>施策の方向：項目変更（里山環境の保全を生物多様性の保全に統合） >施策の展開>施策体系>施策：項目の括りの変更、項目の削除（みどりのネットワーク）、文言修正（外来種、農工商） >達成目標：指標・数値を修正 >施策の方向：項目の括りの変更 >施策の方向1-1：文章追加（ネイチャーポジティブ）、文言修正（農工商）、項目削除（みどりのネットワークづくり）、注釈の変更（ネイチャーポジティブ） >施策の方向1-1>(1)：市の取組：取組の追加（生物多様性、自然共生サイト） >施策の方向1-1>(2)：市の取組：取組の追加（保全対象の指定検討） >施策の方向1-1>(3)：市の取組：文言修正（自然観察会、グリーンインフラ）、取組の追加（多様な主体による維持管理） >施策の方向1-1>(4)：市の取組：担当課の追加（特定外来生物） >施策の方向1-2>(1)：市の取組：文言修正（公園環境） >施策の方向1-2>(3)：市の取組：文言修正（湧水） >施策の方向1-2>(4)：タイトル・市の取組：文言修正（農工商） >施策の方向1-2>(5)：市の取組：担当課の追加（食育） >各主体の役割：文言修正（外来生物、みどりの保全・創出） <p>基本目標2</p> <ul style="list-style-type: none"> >現状：文章更新、グラフ更新（二酸化炭素排出、再生可能エネルギー導入） >課題：文章追加・文言修正（データセンター） >施策の展開：文章追加（グリーンインフラ） >達成目標：指標・数値を修正、注釈の修正（産業部門の温室効果ガス排出目標の見直し）・追記（データセンター） >施策の方向2-1>(1)>市の取組：文言修正（太陽光設備） |

| | |
|--|---|
| | <p>> 施策の方向2-1>(2)>市の取組：文言修正（蓄電池）</p> <p>> 施策の方向2-1>コラムの削除（みんなでいっしょに自然の電気キャンペーン）</p> <p>> 施策の方向2-2>注釈：文言修正（熱電併給）</p> <p>> 施策の方向2-3>(2)>市の取組：取組の追加（EV等補助）</p> <p>> 施策の方向2-3>(3)>市の取組：取組の追加（シェアサイクル）</p> <p>> 施策の方向2-4>(1)>市の取組：担当課の一部削除（建築物脱炭素情報）</p> <p>> 施策の方向2-5：文章追加（熱中症予防）</p> <p>> 施策の方向2-5>(1)>市の取組：文言修正（小学校区まちづくり協議会）、取組の追加（グリーンインフラ）</p> <p>> 施策の方向2-5>(2)>市の取組：文言修正（熱中症予防、蚊媒介感染症）、担当課の変更（熱中症警戒アラート）、取組の追加（熱中症アンバサダー）</p> <p>> 施策の方向2-5>(3)>市の取組：文言修正、担当課の追加（地球温暖化の影響）</p> <p>> 各主体の役割> 事業者の役割：文言修正（熱中症対策）</p> <p>基本目標3</p> <p>> 現状：文章更新、グラフ更新（水質、大気質等）</p> <p>> 現状：注釈の加筆・修正（BOD、COD）</p> <p>> 達成目標：指標・数値を修正</p> <p>> 施策の方向3-1>(2)>市の取組：文言修正（野焼き対応）</p> <p>> 施策の方向3-1>コラムの追加（PFOS・PFOA）</p> <p>> 施策の方向3-2>文言修正</p> <p>> 施策の方向3-2>(1)>市の取組：文言修正（景観とみどりの基本計画）</p> <p>> 施策の方向3-2>(3)>市の取組：(1)から項目を移動（沿道みどり）</p> <p>基本目標4</p> <p>> 現状：文章更新、グラフ更新（ごみ）</p> <p>> 課題：文章追加（リチウムイオン電池）</p> <p>> 達成目標：文言・数値を修正</p> <p>> 施策の方向4-1>(1)>市の取組：文言修正（生ごみ）、担当課の追加（食品ロス）</p> <p>> 施策の方向4-2>(1)>市の取組：文言修正（ごみ分別講座、奨励金交付、拠点回収、分別収集）</p> <p>> コラムの差替え（リユース）</p> <p>基本目標5</p> <p>> 課題：文言削除（新型コロナウイルス感染症）</p> <p>> 施策の展開> 施策体系> 施策> 5-2(1): 文言の修正(産・</p> |
|--|---|

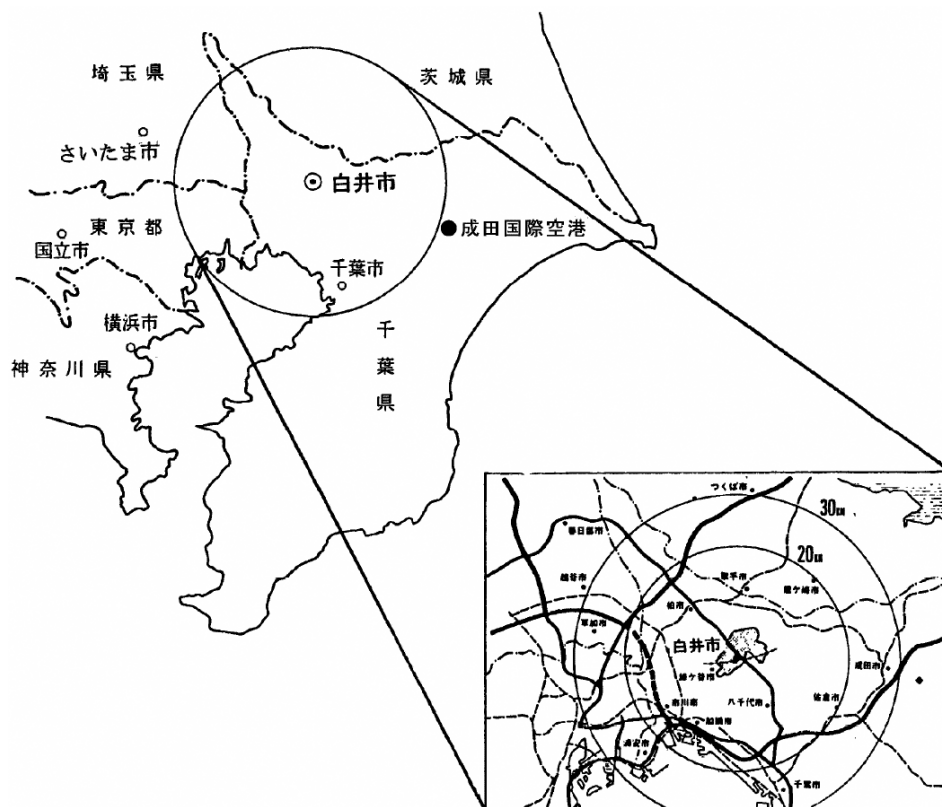
| | |
|---------------|---|
| | <p>官・学・民連携) >達成目標：指標・数値を修正 >施策の方向5-1>(1)>市の取組：文言修正（環境教育）、担当課の削除（環境学習講座）、担当課の追加（環境教育） >施策の方向5-1>(3)>市の取組：取組の削除（フォトプロジェクト） >施策の方向5-2：文章追加（産・官・学・民の連携、中間支援組織） >施策の方向5-2>(1)：タイトル修正（産・官・学・民の連携） >施策の方向5-2>(1)：取組の追加（中間支援組織） >施策の方向5-2>(2)>市の取組：項目変更（他自治体との連携） >施策の方向5-2>(3)>市の取組：取組の削除（団体活動費用補助、イベント情報）、取組の追加（学・民との協定） >施策の方向5-3>(1)>市の取組：文言の修正（農工商）、取組の追加（未利用材活用）</p> <p>全体共通：◇の削除</p> |
| 第5章 推進体制・進行管理 | — |

第2章 白井市の概況

位置・地勢

白井市は、千葉県の北西部に位置しており、東は印西市、南は船橋市と八千代市、西は鎌ヶ谷市、北は柏市の5市に接しています。また、東京都心、県都の千葉市、成田空港のいずれにも25～30kmと好立地にあります。

市内は、神崎川、二重川及び金山落に沿って帯状に水田が広がり、北総台地には森林と畑が広がっています。



出典：「統計しろい」

図 2.1 白井市の広域的な位置

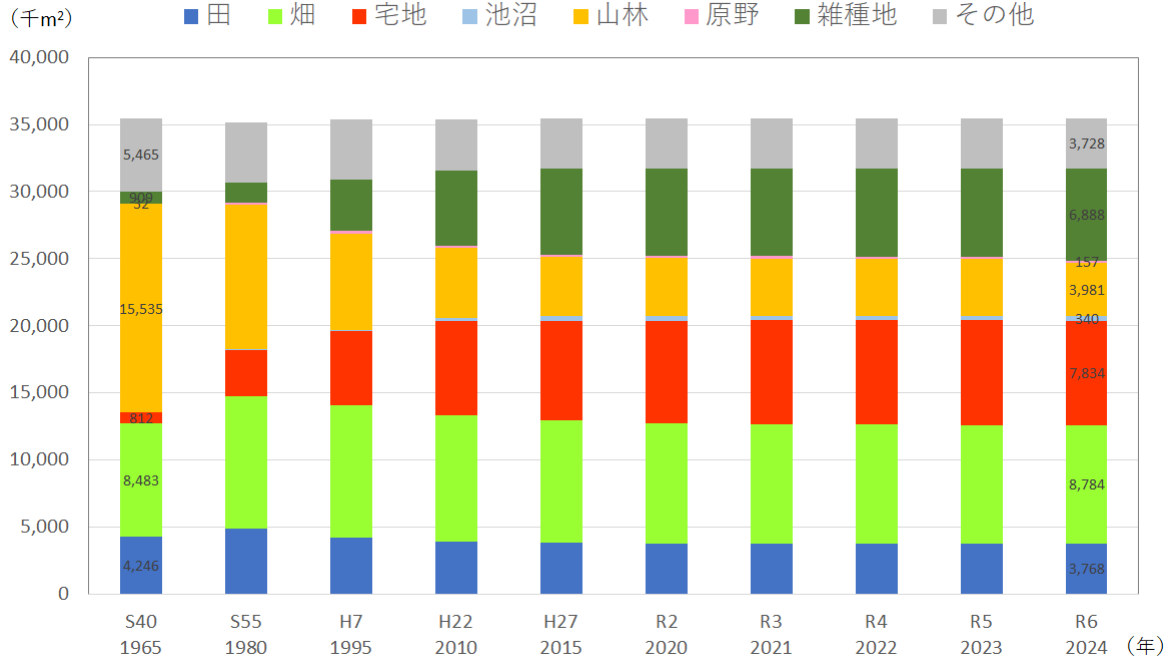
地形・地質

市内は、標高20～30mの平坦な北総台地が大部分を占めていますが、神崎川などの河川沿いは緩やかな起伏があります。

台地の地層は、関東ローム層*という火山灰土壌で、水はけがよい地層となっています。

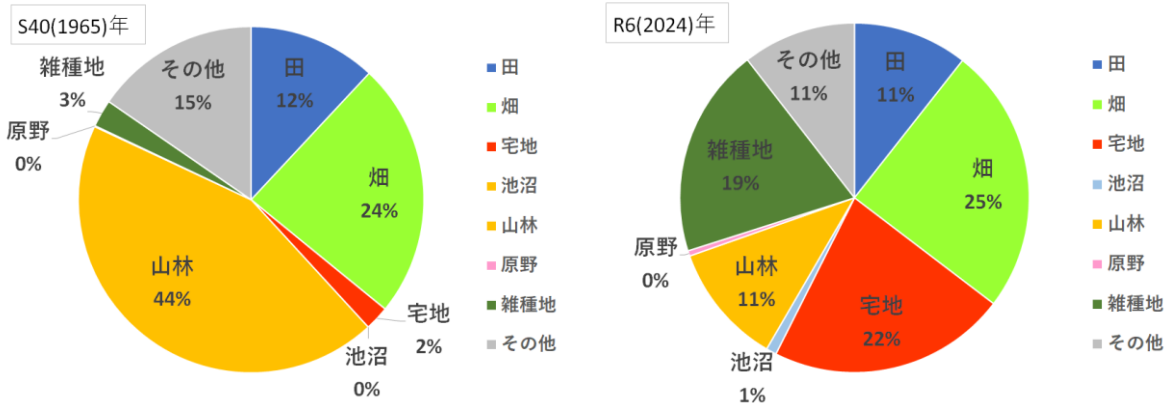
土地利用

白井市の土地利用は、山林面積が昭和50（1975）年代以降減少し、宅地面積と雑種地が大きく増加しています。令和6（2024）年の内訳をみると、畑の面積が25%と最も多く、次いで宅地が22%と多くなっています。



出典：「統計しろい」

図 2.2 地目別面積の推移

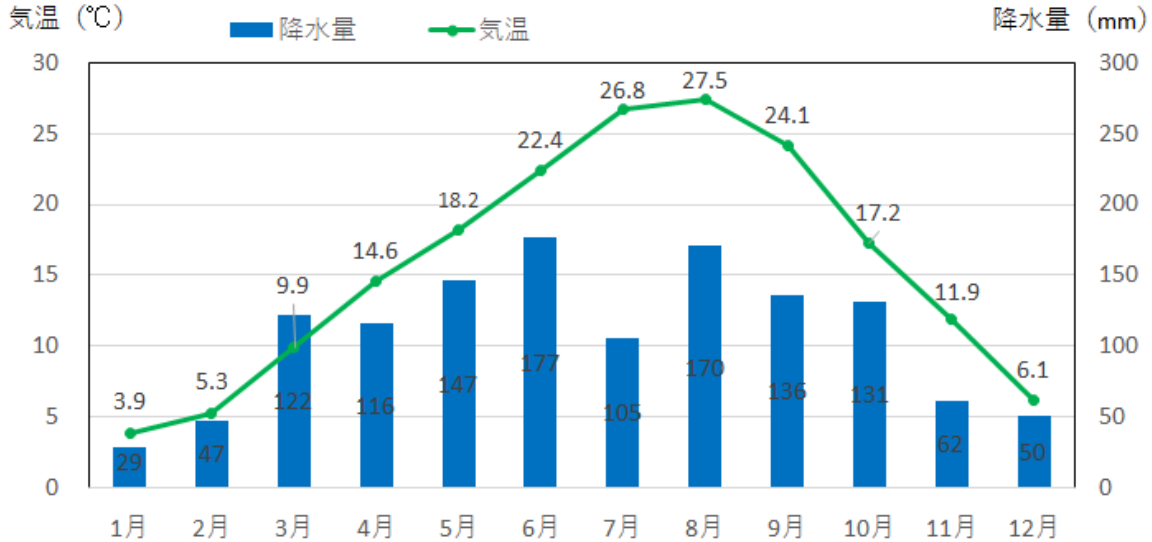


出典：「統計しろい」

図 2.3 昭和40（1965）年と令和6（2024）年の地目別面積比

気象

白井市は、直近5年間の月別の平均気温は、8月が27.5℃と最も高く、1月が3.9℃と最も低くなっています。降水量は6月が177mmと最も多く、1月が29mmと最も少なくなっています。



注) 1.観測地点：我孫子観測所
2.令和3 (2021) ~令和7 (2025) 年の平均値

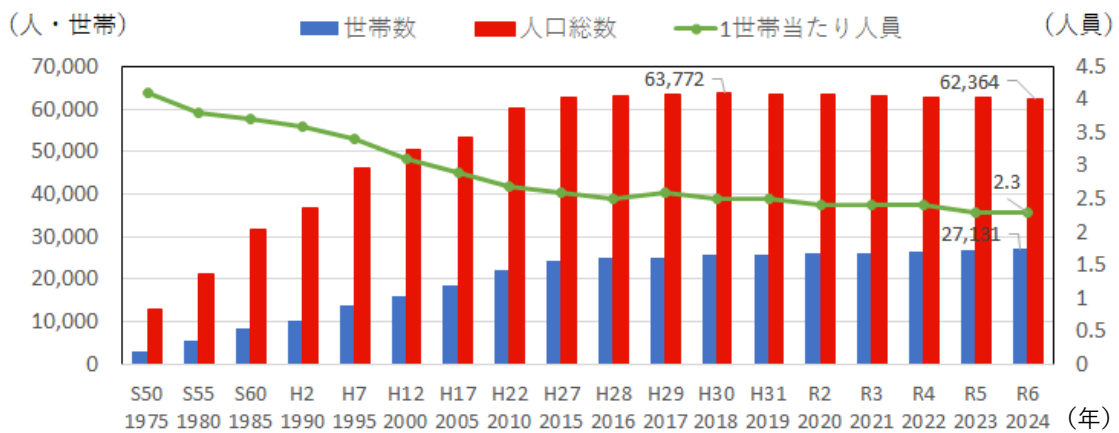
出典：気象庁「気象統計情報」

図 2.4 月別平均気温と平均降水量

人口

白井市の人口は、平成30 (2018) をピークに減少傾向となりましたが、世帯数は増加傾向にあります。令和6 (2024) 年時点の人口は62,364人、世帯数は27,131世帯となっています。

1世帯当たりの人員は減少傾向にあり、令和6 (2024) 年時点での1世帯当たり人員は2.3人/世帯となっています。



注) 各年3月31日時点の値

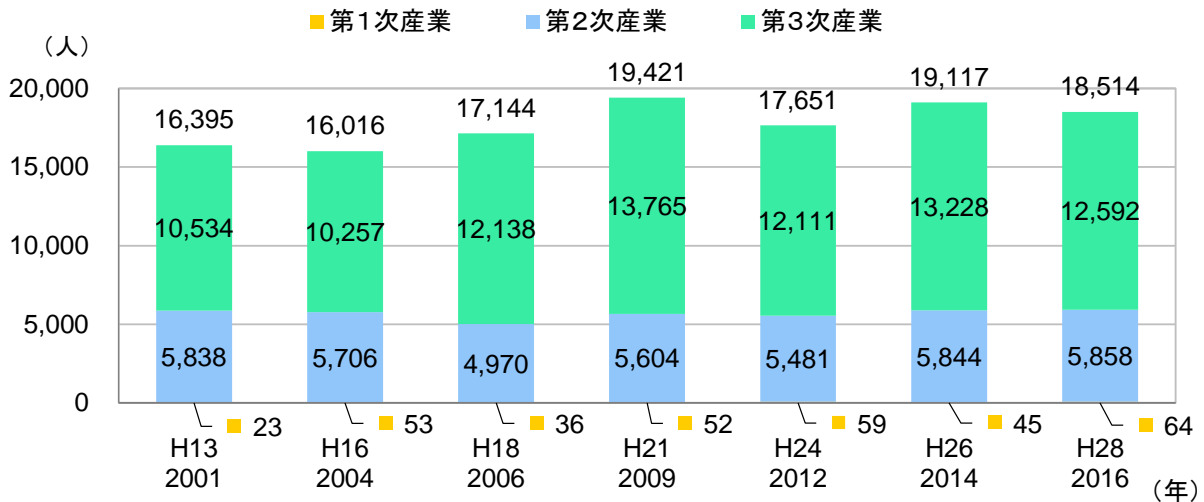
出典：「統計しろい」

図 2.5 人口・世帯数の推移

産業

白井市の就業者数の総数は、年による変動はありますが、平成13(2001)年度から平成28(2016)年度にかけて増加しています。産業別にみると、第2次産業の就業者数は横ばいに推移していますが、第3次産業の就業者数は平成13(2001)年度から平成28(2016)年度にかけて増加しています。

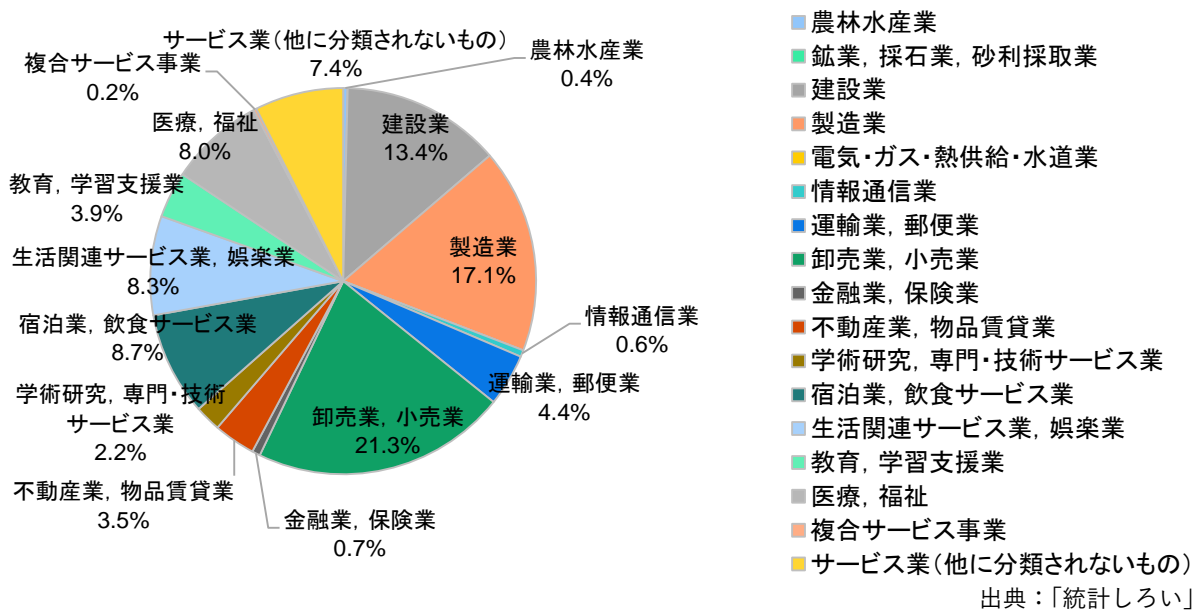
産業分類別事業所数では、「卸売・小売業」が21.3%と最も多くの割合を占めており、次いで「製造業」の17.1%となります。



注)1:平成13(2001)年、平成18(2006)年は10月1日現在、平成16(2004)年、平成28(2016)年は6月1日現在、平成24(2012)年は2月1日現在である。
 2:平成21(2009)年より事業所・企業統計調査が廃止された。
 3:平成21(2009)年、平成26(2014)年は経済センサス-基礎調査、平成24(2012)年、平成28(2016)年は経済センサス-活動調査による。
 4:平成24(2012)年、平成28(2016)年は民営事業所のみを集計である。国・地方公共団体(公務)の事業所は含まれていない。

出典:「統計しろい」

図 2.6 産業別就業者数の内訳



出典:「統計しろい」

図 2.7 産業分類別事業所数の内訳(平成28(2016)年6月1日現在)

交通

市内の幹線道路は、国道16号及び国道464号が市を東西に貫いており、県道市川・印西線（木下街道）が市を南北に貫いています。

市内の鉄道は、北総線が市の南部を東西に貫いており、東京都心、成田空港、羽田空港に直結しています。

市内の路線バスは、民間事業者により白井駅や西白井駅から南北方向や東西方向に運行しており、市が運行しているコミュニティバス*（ナッシー号）は、市内4路線を運行しています。

(1) 自動車交通

令和2年（2020）年度の市内における自動車保有台数は、合計39,395台となっており、そのうち軽自動車が11,776台と最も多くを占めています。

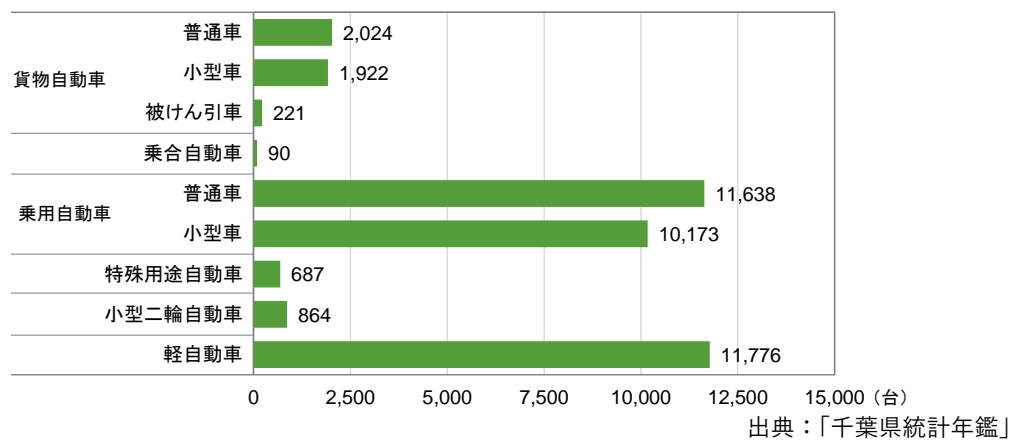


図 2.8 自動車保有台数（令和2年（2020）年3月31日）

(2) 鉄道

鉄道の利用者数は概ね横ばい傾向が続いており、平成31（2019）年度の市内駅における1日平均乗車人員は、11,198人となっています。

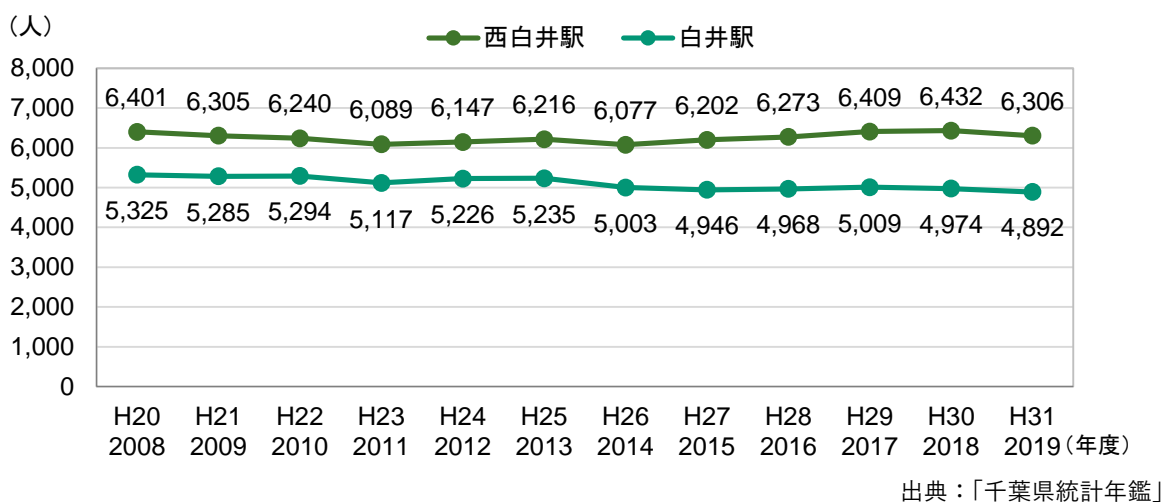
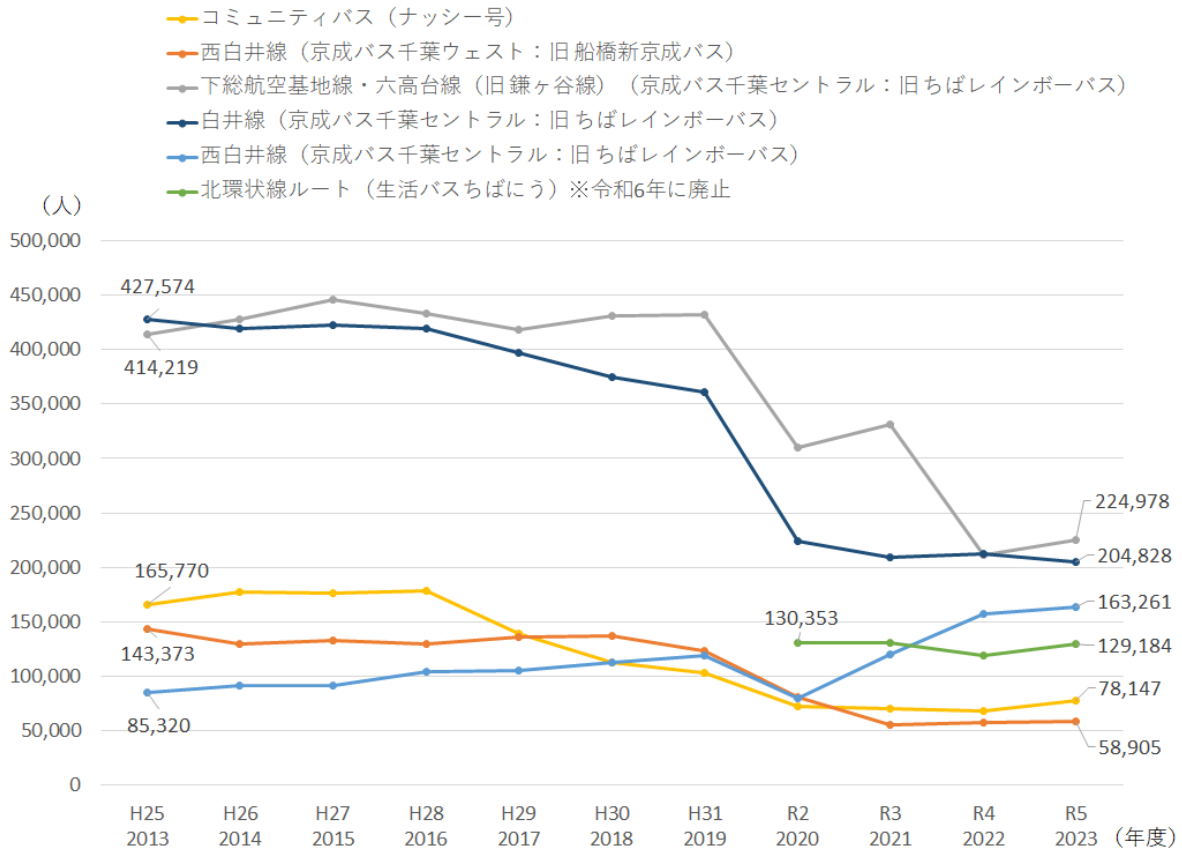


図 2.9 白井駅・西白井駅（北総線）の乗降客数の推移

(3) バス

市が運行するコミュニティバスの利用者数は、一部の路線を除き、平成29（2017）年度以降は減少傾向にあります。民営の路線バスは、運営会社の再編や路線廃止などの変化がおきています。



出典：「統計しろい」

図 2.10 市内バス年間乗車人員の推移



白井市コミュニティバス
「ナッシー号」

出典：白井市HP

図 2.11 白井市コミュニティバス「ナッシー号」

第3章 白井市の環境の将来像

1. 基本理念

前計画では、白井市環境基本条例を踏まえて、市民・市民団体・事業者・行政が互いに連携・協力しながら、環境の保全に取り組むための基本理念を定めています。この基本理念は、市の環境政策の基本的な指針を示す普遍的なものであることから、本計画においても、前計画で定めた基本理念に基づいて、計画を推進していきます。

基本理念

1 健全で良好な環境を維持・継承します

私たちは、将来にわたって健全で恵み豊かな環境を享受できるように、また、将来の世代に引き継ぐことができるよう、環境を守る努力や協力をします。

2 環境への負荷の少ない持続的発展が可能な社会を構築します

私たちは、環境を守る活動を自主的・積極的に行い、環境への負荷の少ない持続的な発展を続けることができる社会を築きます。

3 人と自然が共生し、多様な自然環境を保全します

私たちは、自然を大切にし、多様な自然や生き物とともに生きる環境を創ります。

4 地球環境の保全をすすめます

地球環境問題は、私たち人類の課題です。私たちは、私たちの日常生活や事業活動が、地球環境に深く関わっていることを認識し、地球を守るという広い視野に立ち、地球環境の保全をすすめるため、できることから行動します。

2. 環境の将来像

本計画では、市の目指す姿を共有し、計画の着実な推進につなげていくために、基本理念を踏まえた環境の将来像を設定します。

本市には、森や河川、田畑などの豊かなみどりがあり、多くの市民がこうしたみどりを市の資源であると感じています。本計画の取組をとおして、こうした市の良好な環境を守り、未来に引き継いでいく必要があります。

一方で、前計画策定時から環境に関する世界的な動向は大きく変化しています。地球温暖化など地球規模の環境課題に対しては、市民・市民団体・事業者・行政などのあらゆる主体の行動が重要であり、本市においても具体的な対策を進めることが求められています。

本計画では、豊かなみどりを守っていくことにとどまらず、より広い視野を持ち、市民・市民団体・事業者・行政の連携・協働により計画を推進していくことで、本市が、良好な環境を未来につなぎ、人びとが住み続けられる持続可能なまちとなることを目指します。

環境の将来像

良好な環境を未来につなぐ 持続可能なまち

3. 基本目標

本計画では、環境の将来像を実現するための目標として、本市の現状を踏まえ、下記の5つの基本目標を設定します。

基本目標1 豊かな自然と人が共生するまち

里山*環境などの豊かな自然環境を保全するとともに、生物多様性の維持に努めます。また、自然環境がもたらす恵みを活用し、自然とふれあう機会・場を創出します。

基本目標2 地球温暖化対策に取り組み、気候変動に備えるまち

地球温暖化への具体的な対策を推進することで温室効果ガスを削減するとともに、気候変動による影響に適応したまちづくりを進めます。

基本目標3 安全・安心を維持し、快適に住み続けられるまち

大気・水環境の保全などに取り組むことで、快適な生活環境を確保します。また、都市と自然の調和した白井市らしさを活かした景観づくりを進めます。

基本目標4 ごみを減らし、資源の循環に取り組むまち

できる限りごみの発生を減らしつつ、不適正処理の防止や再生利用を促進することで、環境負荷*の少ない循環型のまちづくりを進めます。

基本目標5 環境にやさしいライフスタイルを広げるまち

情報発信や連携・協働の仕組みづくりを推進することで、市民・市民団体・事業者・行政が一体となって、環境にやさしいライフスタイルを実践します。

図 3.1 基本目標と方向性

4. 施策展開の体系

| 環境の将来像 | 基本目標 | 施策の方向 |
|-------------------------|--|--|
| 良好な環境を未来につなぐ 持続可能なまち | 基本目標1 自然環境 豊かな自然と人が共生するまち  | ①生物多様性の保全  ②まちのみどりの保全・創出  |
| | 基本目標2 地球環境 地球温暖化対策に取り組み、気候変動に備えるまち 地球温暖化対策実行計画（区域施策編） 地域気候変動適応計画  | ①再生可能エネルギーの普及拡大  ②省エネルギーの促進  ③交通対策による脱炭素化の推進  ④脱炭素型まちづくりの推進  ⑤気候変動への適応の実践  |
| | 基本目標3 生活環境 安全・安心を維持し、快適に住み続けられるまち  | ①健康・快適な環境の保全  ②美しいまちづくりの推進  |
| | 基本目標4 資源循環 ごみを減らし、資源の循環に取り組むまち  | ①ごみ減量の推進  ②ごみの資源化の推進  |
| | 基本目標5 環境保全 環境にやさしいライフスタイルを広げるまち  | ①環境保全活動を実践するひとづくり  ②連携・協働の仕組みづくり  ③環境ビジネスの推進  |

※SDGs^{※1}で定められている17のゴールのうち関連性の高いゴールを表示

※1) SDGs (Sustainable Development Goals)：持続可能な開発目標 平成27(2015)年の国連総会で採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に掲げられている、平成28(2016)年から令和12(2030)年までの国際目標 17の目標とそれらに付随する169のターゲットから構成されており、社会・経済・環境の3つの側面を統合的に解決する考え方が強調されている。

施策

達成目標

- (1) 生物多様性の保全
 - (2) 森林の適切な保全の推進
 - (3) 里山の活用と保全
 - (4) 外来種・鳥獣被害対策
-
- (1) 公園・緑地の整備
 - (2) 身近なみどりの創出
 - (3) 水辺が持つ多面的機能の活用
 - (4) 農工商の連携による六次産業*化の促進
 - (5) 農に親しめる環境づくり

| 指標 | 現状値 | 目標値 |
|---|----------------------------------|------------------|
| 市で管理している緑地（緑地、市民の森、特別保全緑地、谷田・清戸の市有地ほか）の面積 | 400,592m ² (令和6年度) | 現状維持 (令和12年度) |
| 耕地面積 | 1,020ha (令和6年度) | 現状維持 (令和12年度) |
| 市民1人当たり公園面積 | 10.5m ² /人 (令和6年度) | 現状維持 (令和12年度) |

- (1) 再生可能エネルギー機器等の導入促進
 - (2) 脱炭素な電力利用の促進
-
- (1) 省エネ機器等の導入促進
 - (2) 省エネ活動の普及促進
-
- (1) 公共交通利用の促進
 - (2) 次世代自動車*の普及拡大
 - (3) 自転車交通環境の整備
-
- (1) 脱炭素建築物の普及拡大
 - (2) 公共施設等の省エネ等の推進
-
- (1) 風水害に強いまちづくり
 - (2) 熱中症予防や感染症予防の推進
 - (3) 農業・生態系*への影響の防止

| 指標 | 現状値 | 目標値 |
|--------------------------------------|-------------------------------------|--------------------------------------|
| 市内の温室効果ガス排出量（産業部門）※2 | 342,000t-CO ₂ (令和4年度) | 307,043t-CO ₂ (令和12年度) |
| 市内の温室効果ガス排出量（産業部門以外の総量）※データセンターは除く※3 | 223,628t-CO ₂ (令和4年度) | 152,039t-CO ₂ (令和12年度) |
| 市内の再生可能エネルギー導入量 | 32,077kW (令和6年度) | 47,003kW (令和12年度) |
| 熱中症対策アンバサダー講座の受講者数 | 6人 (令和6年度) | 100人 (令和12年度) |

- (1) 大気汚染、水質汚濁、騒音・振動の防止
 - (2) その他の公害の防止
-
- (1) 白井の個性を活かした良好な景観形成
 - (2) まちの美化対策
 - (3) 不法投棄の防止
 - (4) 白井市の歴史的・文化的環境の保全

| 指標 | 現状値 | 目標値 |
|---|-------------------|---------------------|
| 大気環境（二酸化窒素、浮遊粒子状物質、光化学オキシダント*、ダイオキシン類）に関する環境基準の達成割合 | 75% (令和5年度) | 現状値より増加 (令和12年度) |
| 水環境（神崎川、金山落、下手賀沼）に関する環境基準の達成割合 | 78% (令和6年度) | 現状値より増加 (令和12年度) |
| 騒音（下総航空基地の航空機騒音）に関する環境基準（57dB以下）の達成割合 | 100% (令和6年度) | 現状維持 (令和12年度) |
| 国・県・市指定文化財合計数 | 48点 (令和6年度) | 50点 (令和12年度) |
| 不法投棄された可燃・不燃・粗大ごみの重量 | 4.0t (令和6年度) | 3.5t (令和12年度) |
| ごみゼロ運動の参加者数 | 4,178人 (令和6年度) | 5,000人 (令和12年度) |

- (1) リデュース*（発生抑制）の推進
 - (2) リユース*（再使用）の推進
-
- (1) リサイクル*（再生利用）の推進

| 指標 | 現状値 | 目標値 |
|-------------------|---------------------|------------------------|
| 家庭系一般廃棄物の一日当たり排出量 | 466g/人・日 (令和6年度) | 440g/人・日以下 (令和12年度) |
| 一般廃棄物の資源化率 | 14.7% (令和6年度) | 23.2%以上 (令和12年度) |

- (1) 環境教育・環境学習の推進
 - (2) 環境活動を率いるリーダー育成・活動の場創出
-
- (1) 産・官・学・民の連携
 - (2) 国・千葉県・他自治体との連携
 - (3) 環境団体の環境保全活動の促進
-
- (1) 環境ビジネスの創出支援・育成

| 指標 | 現状値 | 目標値 |
|------------------|-------------------|--------------------|
| 市内の環境関係活動団体数 | 58団体 (令和6年度) | 62団体 (令和12年度) |
| 環境関連イベントの開催件数 | 43件 (令和6年度) | 45件 (令和12年度) |
| 環境関連イベントへの延べ参加者数 | 1,517人 (令和6年度) | 1,600人 (令和12年度) |

※2 市内の温室効果ガス排出量（産業部門）については、令和3（2021）年10月に閣議決定された地球温暖化対策計画の産業部門の削減目標（平成25（2013）年度比38%削減）に対し、より高みを目指して目標を10%→38%削減に見直しました。

基準となる平成25（2013）年度の排出量は、産業部門が495,231t-CO₂、産業部門以外が283,737t-CO₂です。

※3 データセンター（DC）は、国の自治体排出量カルテにおいて、業務その他部門（産業部門以外）に分類されます。DCによるエネルギー使用量の急増が見込まれるため、その他の状況が見えにくくならないよう、本項目の数値からはDCを除いています。なお、DCのカーボンニュートラル化に向け、事業者に対して省エネ、再エネ、植林、カーボン・オフセット（削減しきれない温室効果ガスの埋め合わせ）等の取組を促すとともに、国・県による規制等の動向を注視し、情報提供を行っていきます。

第4章 将来像を実現するための取組

基本目標1 豊かな自然と人が共生するまち

現状

本市には、山林、梨園などの樹園地、水路・谷津に沿った斜面林など豊かな木々のみどりが周辺の農地や水辺などとともに、市の原風景ともいえる里山の景観を形成しています。その中でも、湧水・湿地、草原、樹林地からなる「谷田・武西の谷津」及び樹林地、農地、谷津田等が広がる「平塚地区の里山・谷津田」は、環境省の「生物多様性保全上重要な里地里山*」として選定されています。また、市内には、一級河川の神崎川、二重川、法目川、富ヶ沢川、野口川、七次川、下手賀沼（湖沼）の7河川、主要な水路の金山落があり、排水機能を担うとともに、市の水辺空間として、良好な景観形成や動植物の生息地などの多面的な機能を発揮することが期待されています。

こうした豊かな自然環境は多様な動植物の生息空間となっており、平成20（2008）年度に行われた、「白井市生物多様性調査」では、オオタカやサシバなどの希少種をはじめとする多くの種が確認されています。

市内の公園・緑地の整備箇所数は増加傾向にあり、日常生活に潤いや安らぎを与えてくれる身近なみどりは確保されてきています。

また、平成31（2019）年度に実施したアンケート調査結果では、みどりに関する満足度、生きものに関する満足度がともに高いという結果になっています。

表 4.1 市内で見られる野生動物の種（外来種を含む）

| 分類 | | 確認種数 |
|-----|----------|---------|
| 哺乳類 | | 10 種 |
| 両生類 | カエル類 | 7 種 |
| | サンショウウオ類 | 1 種 |
| 爬虫類 | ヘビ類 | 6 種 |
| | トカゲ類 | 3 種 |
| | カメ類 | 3 種 |
| 鳥類 | | 54 種 |
| 魚類 | | 15 種 |
| 昆虫類 | | 2,148 種 |
| クモ類 | | 146 種 |
| 植物 | 維管束植物 | 614 種 |
| | コケ類 | 108 種 |
| | 地衣類 | 69 種 |

出典：白井市生物多様性調査（H20）結果より作成

課題

生物多様性を保全していくためには、生きものの住みかとなっている里山環境等の保全に加え、市内で確認されているカミツキガメやナガエツルノゲイトウといった特定外来生物への対策を実施していく必要があります。また、生物多様性地域戦略に向けた検討も重要となっています。

里山環境を保全していくためには、今ある森林の適切な保全を行うとともに、農業における温室効果ガスの排出削減、化学肥料・農薬の使用低減や、減少傾向にある適切に管理された農地を保全するための農家の後継者問題や遊休農地の活用等を考えていかなければなりません。また、グリーンインフラ^{※4}等の新しい考え方を取り入れることで、みどりの多面的な機能を発揮させていく必要があります。また、引き続き、公園・緑地等の身近なみどりの保全・創出を進めることも重要です。

表 4.2 市内で見られる特定外来生物の種（条件付きを含む）

| 分類 | 種 |
|----|---------------|
| 動物 | アライグマ |
| | カミツキガメ |
| | ウシガエル |
| | カダヤシ |
| | チャネルキャットフィッシュ |
| | ブルーギル |
| | オオクチバス |
| | ミシシippアカミミガメ |
| | アメリカザリガニ |
| | セアカゴケグモ |
| 植物 | ナガエツルノゲイトウ |
| | オオキンケイギク |
| | ブラジルチドメグサ |
| | オオカワヂシャ |

出典：白井市環境白書（R6）、白井市HPより作成

施策の展開

水やみどり、多様な生き物によって創り出される豊かな自然環境は、人びとの暮らしや心の豊かさを育み、安らぎを与えてくれる大切な存在です。本市の自然環境の特徴である里山環境を保全していくとともに、豊かな自然環境の中に息づく生物多様性の保全のための取組を推進します。また、まちのみどりの保全・創出を促進することで、暮らしやすい環境を整えていきます。農業においても、国の「みどりの食料システム戦略」に掲げられた目標に向け、農工商で連携して取り組んでいきます。

これらの取組を推進し、豊かな自然と人が共生するまちを目指します。

^{※4} グリーンインフラ：森林や河川などの自然環境が有する機能を社会における様々な課題解決に活用しようとする考え方です。国内の事例として、緑地等を活用した洪水対策などがあります。

■ 施策体系

| 施策の方向 | 施策 |
|------------------|-----------------------|
| 1-1 生物多様性の保全 | (1) 生物多様性の保全 |
| | (2) 森林の適切な保全の推進 |
| | (3) 里山の活用と保全 |
| | (4) 外来種・鳥獣被害対策 |
| 1-2 まちのみどりの保全・創出 | (1) 公園・緑地の整備 |
| | (2) 身近なみどりの創出 |
| | (3) 水辺が持つ多面的機能の活用 |
| | (4) 農工商の連携による六次産業化の促進 |
| | (5) 農に親しめる環境づくり |

達成目標

| 指標 ^{※1} | 現状値 | 目標値 |
|---|----------------------------------|------------------|
| 市で管理している緑地（緑地、市民の森、特別保全緑地、谷田・清戸の市有地 外）の面積 | 400,592m ² （令和6年度） | 現状維持 （令和12年度） |
| 耕地面積 | 1,020ha （令和6年度） | 現状維持 （令和12年度） |
| 市民1人当たり公園面積 | 10.5m ² /人 （令和6年度） | 現状維持 （令和12年度） |

施策の方向1-1

生物多様性の保全

生物多様性は私たちの生活に様々な恵みをもたらしています。そうした、生物多様性の重要性について、市民・事業者の理解を推進するとともに、ネイチャーポジティブ^{※5}を目指し、市全域を対象として、量（自然環境の面積）と質（生物多様性、多様な主体の関わり）の両面で、生物の生息環境の維持・回復に努め、生物多様性の保全・再生を推進します。また、市内の鳥獣被害や特定外来生物への対策を進めます。

保全に加えて、今ある自然を活かすことも重要です。森林の適切な保全やみどりのネットワークづくりを進めるとともに、里山の活用や水辺が持つ多面的機能の活用を進めます。また、農工商の連携方法の検討や農と親しむための取組を進めます。

^{※5} ネイチャーポジティブ：自然を回復軌道に乗せるため、生物多様性の損失を止め、反転させること。気候変動における「カーボンニュートラル」と同等の重要性を持つ、国際的な目標です。

(1) 生物多様性の保全

| 市の取組 | 主な担当課 |
|---|-------|
| 里山等での自然観察会の実施の支援 | 【環境課】 |
| 生物多様性調査結果のホームページ等での公表 | 【環境課】 |
| 生物多様性に関する情報発信 | 【環境課】 |
| 保全活動が行われている場所の自然共生サイト ^{※6} 登録の推進 | 【環境課】 |

(2) 森林の適切な保全の推進

| 市の取組 | 主な担当課 |
|-------------------------------|---------|
| 森のグラウンドワーク活動の推進 ^{※7} | 【環境課】 |
| 民有林伐採の動向注視 | 【環境課】 |
| 緑地の保全対象への指定検討 | 【都市計画課】 |

(3) 里山の活用と保全

| 市の取組 | 主な担当課 |
|-------------------------------|---------|
| 里山等での自然観察会の実施の支援 | 【環境課】 |
| グリーンインフラ等のみどりの活用方法に関する情報収集・提供 | 【環境課】 |
| 多様な主体の参画による維持管理の実施 | 【都市計画課】 |

(4) 外来種・鳥獣被害対策

| 市の取組 | 主な担当課 |
|------------------------|------------------|
| 特定外来生物に関する情報発信 | 【環境課】 【産業振興課】 |
| 特定外来生物の防除 | 【環境課】 【産業振興課】 |
| 農作物への鳥獣被害の把握・被害防止対策の推進 | 【産業振興課】 |

施策の方向1-2

まちのみどりの保全・創出

まちのみどりには、ヒートアイランド*対策、景観向上、リラックス効果などの様々な効果があります。公園・緑地の整備や沿道などの身近なみどりを増やすことで、まちのみどりを創出します。

(1) 公園・緑地の整備

| 市の取組 | 主な担当課 |
|----------|---------|
| 公園環境向上事業 | 【都市計画課】 |

※6 自然共生サイト：民間の取組等によって生物多様性の保全が図られている区域、生物多様性が豊かな場所を維持する活動、管理放棄地などにおける生物多様性を回復する活動、開発跡地などにおける生物多様性を創出する活動を対象とした国の認定制度。

※7 森のグラウンドワーク、沿道みどり等の取組は、白井市第6次総合計画にて「環境学習推進事業」、「ごみがなくてきれいなまち推進事業」に統合されましたが、活動内容は継続します。

(2) 身近なみどりの創出

| 市の取組 | 主な担当課 |
|------------|-------|
| 沿道みどりの推進事業 | 【環境課】 |

(3) 水辺が持つ多面的機能の活用

| 市の取組 | 主な担当課 |
|----------------------------------|-------|
| 湧水の状況調査 | 【環境課】 |
| 水生動植物の生息・生育するような場としてのビオトープ*整備の検討 | 【環境課】 |

(4) 農工商の連携による六次産業化の促進

| 市の取組 | 主な担当課 |
|---------------------------|---------|
| 異業種・異分野交流・連携事業による農工商連携の検討 | 【産業振興課】 |

(5) 農に親しめる環境づくり


| 市の取組 | 主な担当課 |
|----------------------------------|---|
| 耕作されなくなった農地等を活用した市民農園・体験型農園の開設支援 | 【産業振興課】 |
| 食育をとおした白井市産農産物への理解促進 | 【保育課】 【健康課】 【教育支援課 (給食センター)】 【産業振興課】 |




出典：白井市産業振興課

図 4.1 市民農園の様子

各主体の役割（例示）

 市民の役割

- ・水辺や里山を活用した自然観察会等のイベント参加を検討します。
- ・地元の農産物の地産地消により、地元の農業を応援します。
- ・外来生物に関する情報を収集し、それらが及ぼす影響、取扱いルールや対策等について理解を深めます。
- ・外来生物被害予防三原則の『入れない』『捨てない』『拡げない』を守ります。
- ・自宅等の身近なところから緑化に努めます。


 事業者の役割

- ・水辺や里山を活用した自然観察会等のイベント参加を検討します。
- ・地元の農産物の地産地消により、地元の農業を応援します。
- ・外来生物に関する情報を収集し、それらが及ぼす影響、取扱いルールや対策等について理解を深めます。
- ・外来生物被害予防三原則の『入れない』『捨てない』『拡げない』を守ります。
- ・可能な限りみどりの保全・創出に努めます。また、土地の開発行為の際には、事業者・県・市の三者による緑化協定の締結等の対応も検討します。



基本目標2 地球温暖化対策に取り組み、気候変動に備えるまち

『白井市地球温暖化対策実行計画(区域施策編)』及び『地域気候変動適応計画』

現状

エネルギーの消費に伴い、二酸化炭素等の温室効果ガスが排出されます。本市における温室効果ガスの排出量は、コロナ禍において産業部門で減少が見られ、市全体では平成25(2013)年度の約779,000t-CO₂から令和4(2022)年度の約576,000t-CO₂まで減少しました。

市内の二酸化炭素排出量は、部門別で見ると、令和4(2022)年度時点で、産業部門による排出量が59%と最も多く、次いで運輸部門15%、業務その他部門12%、家庭部門12%となっています。

一方で、再生可能エネルギーの導入件数、導入容量ともに増加傾向にあり、令和6(2024)年度時点で、導入件数は2,414件、導入容量は32,077kWとなっています。市内で導入されている再生可能エネルギーのほとんどは太陽光発電*によるものです。

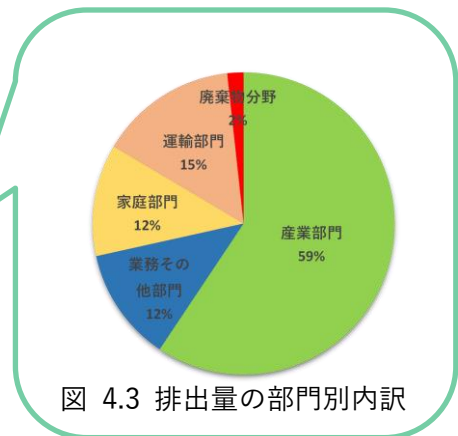
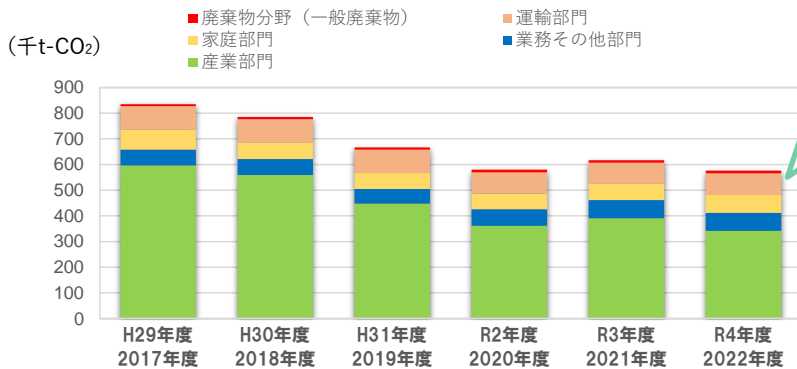


図 4.3 排出量の部門別内訳

図 4.2 二酸化炭素排出量の推移

出典：環境省「自治体排出量カルテ」

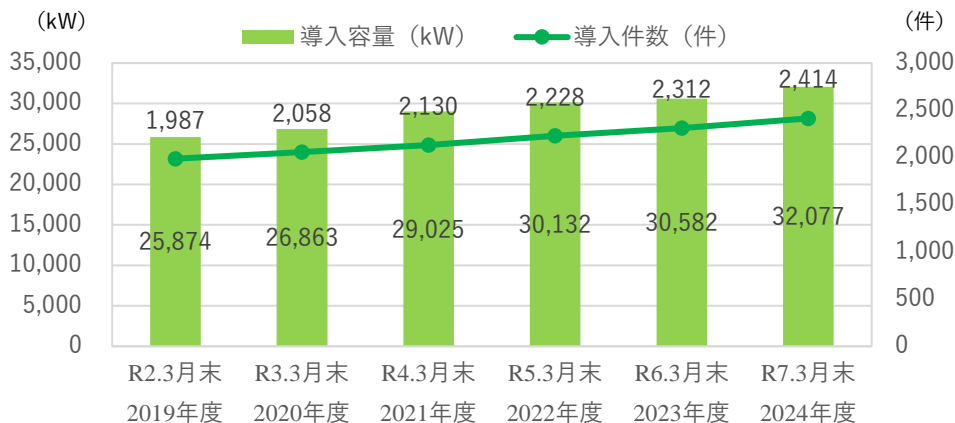


図 4.4 再生可能エネルギーの導入量・導入件数

出典：資源エネルギー庁「再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法情報公表用ウェブサイト」

課題

平均気温の上昇や大規模な自然災害の発生などの地球温暖化の進行が顕在化していることから、本市として気候変動による影響に備える必要性が高まっています。

また、国内外の地球温暖化対策への動向を踏まえ、温室効果ガスの削減に向けた対策を一層強化していくとともに、2050年のカーボンニュートラル（脱炭素）社会に向けた具体的な目標設定が必要とされています。本市の温室効果ガス排出量を削減するためには、地域資源である再生可能エネルギーの普及をさらに拡大するとともに、省エネルギーの推進や脱炭素なまちづくりを実現していくことが課題となっています。特に最近では、既存の産業に加え、大量の電力が必要となるデータセンターの開発計画が複数進行しており、市内の温室効果ガスの急増が懸念されています。そのため、事業者にはカーボンニュートラルに向けた取組みが求められています。

市は、国・県による規制や支援等の制度を周知するとともに、事業者に対して省エネルギーの推進、再生可能エネルギーの利用、みどりの保全・創出、カーボン・オフセット（削減しきれない温室効果ガスの埋め合わせ）等の取組みを促していきます。

施策の展開

白井市は令和4（2022）年2月に、本計画で掲げる「良好な環境を未来につなぐ 持続可能なまち」を目指し、更に、2050年までに二酸化炭素排出量を実質ゼロにする「ゼロカーボンシティ」の実現に向けてチャレンジしていくことを表明しました。

地球温暖化対策は、市民・市民団体・事業者・行政などの全ての主体による再生可能エネルギーの普及拡大を進めるとともに、省エネルギーを促進していく必要があります。さらに、脱炭素なまちづくりを進めるとともに、移動に伴う温室効果ガスを減らすなどの市域全体での取組を進めていきます。また、気候変動による影響として、熱中症の増加や洪水等の自然災害リスクの上昇などが予測されることから、これらの情報を市民や事業者へ提供するとともに、洪水・浸水対策等を進めることで、気候変動への適応を実践します。自然環境の機能を活かすグリーンインフラの考え方も取り入れながら、これらの取組を進めることで、2050年の脱炭素社会の実現に向けて、地球温暖化対策に取り組み、気候変動に備えるまちを目指します。

今後、2050年の脱炭素社会を実現していくために国・県が政策を強化していくことが見込まれることから、本市においても現在実施を想定している施策に加え、国・県の動向を注視しながら、整合を図った施策の展開を検討していきます。

■ 施策体系

| 施策の方向 | 施策 |
|--------------------|-----------------------|
| 2-1 再生可能エネルギーの普及拡大 | (1) 再生可能エネルギー機器等の導入促進 |
| | (2) 脱炭素な電力利用の促進 |
| 2-2 省エネルギーの促進 | (1) 省エネ機器等の導入促進 |
| | (2) 省エネ活動の普及促進 |
| 2-3 交通対策による脱炭素化の推進 | (1) 公共交通利用の促進 |
| | (2) 次世代自動車の普及拡大 |
| | (3) 自転車交通環境の整備 |

| | |
|------------------|--------------------|
| 2-4 脱炭素型まちづくりの推進 | (1) 脱炭素建築物の普及拡大 |
| | (2) 公共施設等の省エネ等の推進 |
| 2-5 気候変動への適応の実践 | (1) 風水害に強いまちづくり |
| | (2) 熱中症予防や感染症予防の推進 |
| | (3) 農業・生態系への影響の防止 |

達成目標

| 指標 | 現状値 | 目標値 |
|---|-------------------------------------|--------------------------------------|
| 市内の温室効果ガス排出量 (産業部門) ※8 | 342,000t-CO ₂ (令和4年度) | 307,043t-CO ₂ (令和12年度) |
| 市内の温室効果ガス排出量 (産業部門以外の総量) ※データセンターは除く ※9 | 223,628t-CO ₂ (令和4年度) | 152,039t-CO ₂ (令和12年度) |
| 市内の再生可能エネルギー導入量 | 32,077kW (令和6年度) | 47,003kW (令和12年度) |
| 熱中症対策アンバサダー講座の受講者数 | 6人 (令和6年度) | 100人 (令和12年度) |

※8 市内の温室効果ガス排出量（産業部門）については、令和3（2021）年10月に閣議決定された地球温暖化対策計画の産業部門の削減目標（平成25（2013）年度比38%削減）に対し、より高みを目指して目標を10%→38%削減に見直しました。

基準となる平成25（2013）年度の排出量は、産業部門が495,231t-CO₂、産業部門以外が283,737t-CO₂です。

※9 データセンター（DC）は、環境省の自治体排出量カルテにおいて、業務その他部門（産業部門以外）に分類されます。DCによるエネルギー使用量の急増が見込まれるため、その他の状況が見えにくくならないよう、本項目の数値からはDCを除いています。なお、DCのカーボンニュートラル化（脱炭素）に向け、事業者に対して省エネ、再エネ、植林、カーボン・オフセット（削減しきれない温室効果ガスの埋め合わせ）等の取組を促すとともに、国・県による規制等の動向を注視し、情報提供を行ってまいります。

施策の方向2-1 再生可能エネルギーの普及拡大

太陽光等からつくられた電気、熱の再生可能エネルギーを利用することで、温室効果ガス排出量の大幅な削減が可能です。そのため、再生可能エネルギー機器等の導入促進を行うとともに、再生可能エネルギーからつくられた電気の利用を促進します。

(1) 再生可能エネルギー機器等の導入促進

| 市の取組 | 主な担当課 |
|-----------------|-------|
| 家庭用太陽光利用設備導入の推奨 | 【環境課】 |

(2) 脱炭素な電力利用の促進

| 市の取組 | 主な担当課 |
|------------------------------------|-------|
| 千葉県等が実施する再生可能エネルギー由来電力の共同購入事業の情報提供 | 【環境課】 |
| 家庭用蓄電池導入等の一部補助 | 【環境課】 |

施策の方向2-2

省エネルギーの促進

地球温暖化対策のためには、日常生活や事業活動に伴うエネルギー使用量を削減する必要があります。そのため、省エネ機器等の導入促進や省エネ活動の普及に取り組みます。

(1) 省エネ機器等の導入促進

| 市の取組 | 主な担当課 |
|---|---------|
| 家庭用燃料電池*システム導入の一部補助 | 【環境課】 |
| 事業者の省エネ機器等(高効率空調、コージェネレーションシステム ^{※10} 等)導入時に活用できる国等の補助金の情報提供 | 【環境課】 |
| 中小企業の省エネ機器等導入時の資金融資・融資金の利子補給 | 【産業振興課】 |
| 農業生産技術・経営改善支援事業 | 【産業振興課】 |

(2) 省エネ活動の普及促進

| 市の取組 | 主な担当課 |
|---------------------|---------|
| 市民・事業者への省エネ行動の啓発 | 【環境課】 |
| 市職員の省エネ行動の実践 | 【環境課】 |
| 農業・農村交流事業による地産地消の推進 | 【産業振興課】 |

施策の方向2-3

交通対策による脱炭素化の推進

脱炭素社会を目指すうえでは、移動に伴う温室効果ガスを削減していく必要があります。公共交通の利用促進や自転車交通環境の整備による自家用車・社用車以外での移動を促進します。また、次世代自動車の普及拡大により、自動車移動に伴う温室効果ガスの削減を図ります。

(1) 公共交通利用の促進

| 市の取組 | 主な担当課 |
|---------------|-------|
| 公共交通利用の啓発 | 【環境課】 |
| 市職員の公共交通利用の実践 | 【環境課】 |

(2) 次世代自動車の普及拡大

| 市の取組 | 主な担当課 |
|--|-------|
| 国・県等の導入支援情報の発信 | 【環境課】 |
| 公用車への次世代自動車の導入の検討 | 【関係課】 |
| EV(電気自動車)、PHEV(プラグインハイブリッド自動車)等導入の一部補助 | 【環境課】 |

※10 コージェネレーションシステム(熱電併給):天然ガス、石油等を燃料として、エンジンやタービンを回して発電し、その際に生じる廃熱も同時に回収するシステムです。回収した廃熱は、蒸気や温水として、工場の熱源、冷暖房・給湯などに利用でき、熱と電気を無駄なく利用できれば、エネルギー効率の高い燃料の利用が可能です。

(3) 自転車交通環境の整備

| 市の取組 | 主な担当課 |
|---------------------|---------|
| 市道維持修繕による自転車利用環境の改善 | 【道路課】 |
| 市道新設改良による自転車利用環境の整備 | 【道路課】 |
| シェアサイクルの導入 | 【都市計画課】 |

施策の方向2-4

脱炭素型まちづくりの推進

効率的・効果的な地球温暖化対策のためには、まち全体で取組を進めることが重要です。脱炭素建築物の普及や公共施設等の脱炭素化に取り組むことによる、地球温暖化対策を進めます。

(1) 脱炭素建築物等の普及拡大

| 市の取組 | 主な担当課 |
|--|------------------|
| 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律の情報、国・県の補助等の情報発信 | 【環境課】 【建築宅地課】 |
| 家の断熱改修への一部補助 | 【環境課】 |

(2) 公共施設等の省エネ等の推進

| 市の取組 | 主な担当課 |
|-----------------------------|--------------------------------------|
| 公共施設のZEB ^{※11} 化検討 | 【公共施設マネジメント課】 【教育総務課】 【文化センター】 |



コラム

家庭における省エネ行動で節約と温室効果ガスの削減を！

家庭において毎日使用している家電や機器もエネルギーを消費し、温室効果ガスを排出しています。一人ひとりが問題意識を持って省エネ行動を実践することで、節約になるだけでなく、市全体で、たくさんの温室効果ガスを削減することができます。ぜひ自分でできる省エネ行動に取り組んでみてください。

●電球をLEDランプに取り替える

| | |
|---------------------|-----------|
| 年間電気省エネ量 | 90.00 kWh |
| 年間節約金額 | 約2,430 円 |
| CO ₂ 削減量 | 43.9 kg |

54W の白熱電球から9W の電球形LEDランプに交換した場合

●シャワーは不必要に流したままにしない

| | |
|---------------------|----------------------|
| 年間ガス省エネ量 | 12.78 m ³ |
| 年間節約金額 | 約3,210 円 |
| CO ₂ 削減量 | 28.7 kg |

45℃のお湯を流す時間を1分間短縮した場合

出典：「省エネポータルサイト」（資源エネルギー庁）より作成

※11 ZEB (net Zero Energy Building)：断熱対策や省エネルギー機器の導入により、室内環境の質を維持しつつ大幅な省エネルギー化を実現したうえで、再生可能エネルギーを導入することにより、使用したエネルギーの量とエネルギーをつくる量が正味ゼロ又はほとんどゼロとなる建築物のことです。

施策の方向2-5

気候変動への適応の実践

気候変動の影響は、猛暑日の増加や集中豪雨等の極端な気象現象等の様々なところに既に現れています。そこで、自然災害対策、暑さ対策、農業・林業への影響対策等の適応を進めていきます。また、市民や事業者等に対しては、気候変動による影響への理解促進、熱中症予防等の身の回りのできる対策等の情報を発信するとともに、公共施設や民間事業者の協力を得ながら各所にひと涼みスポットを設置し、熱中症予防に取り組めます。

(1) 風水害に強いまちづくり

| 市の取組 | 主な担当課 |
|-------------------------------|-----------|
| 公共下水道区域の雨水排水施設整備事業による浸水対策 | 【上下水道課】 |
| 水路改修による円滑な排水機能の確保 | 【道路課】 |
| 大雨等による災害リスクの周知 | 【危機管理課】 |
| 小学校区まちづくり協議会をとおした災害対策に関する啓発活動 | 【市民活動支援課】 |
| グリーンインフラ等のみどりの活用方法に関する情報収集・提供 | 【環境課】 |

(2) 熱中症予防や感染症予防の推進

| 市の取組 | 主な担当課 |
|-------------------------------|-------|
| 熱中症警戒アラート*・防災無線等の呼びかけによる熱中症予防 | 【環境課】 |
| 健康教室やホームページ等での熱中症予防の周知啓発 | 【健康課】 |
| 熱中症アンバサダー講座による啓発が行える人材の育成 | 【環境課】 |
| 地球温暖化に伴う蚊媒介感染症等の予防の啓発 | 【健康課】 |

(3) 農業・生態系への影響の防止

| 市の取組 | 主な担当課 |
|-------------------------------|------------------|
| 地球温暖化に伴う農業・生態系への影響に関する情報収集・発信 | 【産業振興課】 【環境課】 |



コラム

地球温暖化の影響と対策

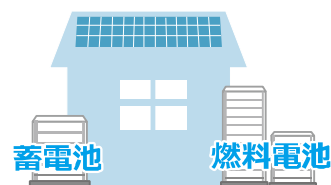
地球温暖化による影響として、気温上昇や降水量の増加が挙げられます。環境省では、複数のシナリオに基づいて将来の影響を予測しています。予測によると千葉県2100年頃の気温は1°C～6°C程度の上昇が見込まれており、降水量は1.0倍～1.1倍程度の増加が見込まれています。

地球温暖化への対策として、「緩和策」と「適応策」の2つの対策を実施していく必要があります。「緩和策」とは、地球温暖化そのものを抑えることを目的に、温室効果ガスの排出を減少させる対策のことです。「適応策」とは、気温上昇に伴う熱中症のリスク増加や降水量増加による土砂災害のリスク増加に備えるために実施する対策のことです。地球温暖化への対策を考えるうえでは、地球温暖化の原因となる温室効果ガスの排出抑制を図る「緩和策」を着実に進めるとともに、すでに現れている影響や将来避けることのできない影響への「適応策」を実施していくことが重要です。

各主体の役割（例示）

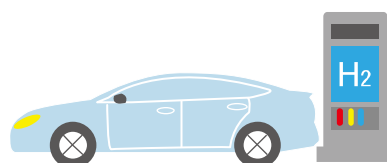
市民の役割

- ・家電を買い替えるときは省エネ性能の高い機器の導入を検討します。
- ・空調の温度調整や公共交通の利用等の日常生活でできることから省エネ行動に努めます。
- ・再生可能エネルギーの利用方式（発電、熱利用等）や種類（太陽光、水力、風力、バイオマス等）について理解を深めます。
- ・太陽光発電・太陽熱給湯機器や蓄電池、家庭用燃料電池（エネファーム等）、高効率給湯器（エコジョーズ・エコキュート等）*の住宅等への導入を検討します。
- ・電力小売自由化について正しく理解し、再生可能エネルギーを利用した環境にやさしい電力の選択に努めます。
- ・自家用車購入の際には、電気自動車、燃料電池自動車等の環境にやさしい次世代自動車の選択を検討します。
- ・長期優良住宅建築物*等の認証基準を満たした住宅の改修・購入を検討します。
- ・気温や暑さ指数に関する情報を入手し、気温が高い日は熱中症に注意します。
- ・日頃から食料品の備蓄をしたり、非常時に持ち出すものを整理して災害に備えます。



事業者の役割

- ・LED照明や高効率空調設備*、コージェネレーションシステム設備等の導入を検討して、事業所の省エネを進めます。
- ・クールビズやウォームビズなど日常業務における省エネ行動に努めます。
- ・周囲の自然や景観、住環境等に配慮したうえで、再生可能エネルギー発電設備の設置を検討します。
- ・電力・ガス小売自由化について正しく理解し、環境への配慮として、再生可能エネルギーを利用した電力やカーボン・オフセット^{※12}されたガスの選択に努めます。
- ・営業車等購入の際には、電気自動車、燃料電池自動車等の環境にやさしい次世代自動車の選択を検討します。
- ・建築物の新築・改修時は、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律を遵守し、環境認証制度の取得に努めます。
- ・熱中症のおそれがある労働者の早期発見・報告の体制整備、重篤化を防止するために必要な措置の実施手順の作成及び関係者への周知を実施します（令和7年6月1日 労働安全衛生規則改正）。
- ・事業所の洪水や土砂災害によるリスクを把握します。



^{※12} カーボン・オフセット：日常生活や経済活動において避けることができないCO₂等の温室効果ガスの排出について、排出量に見合った温室効果ガスの削減活動に投資すること（家庭や自社以外での植樹や省エネ機器への投資）等により、排出される温室効果ガスを埋め合わせるという考え方です。

基本目標3 安全・安心を維持し、快適に住み続けられるまち

現状

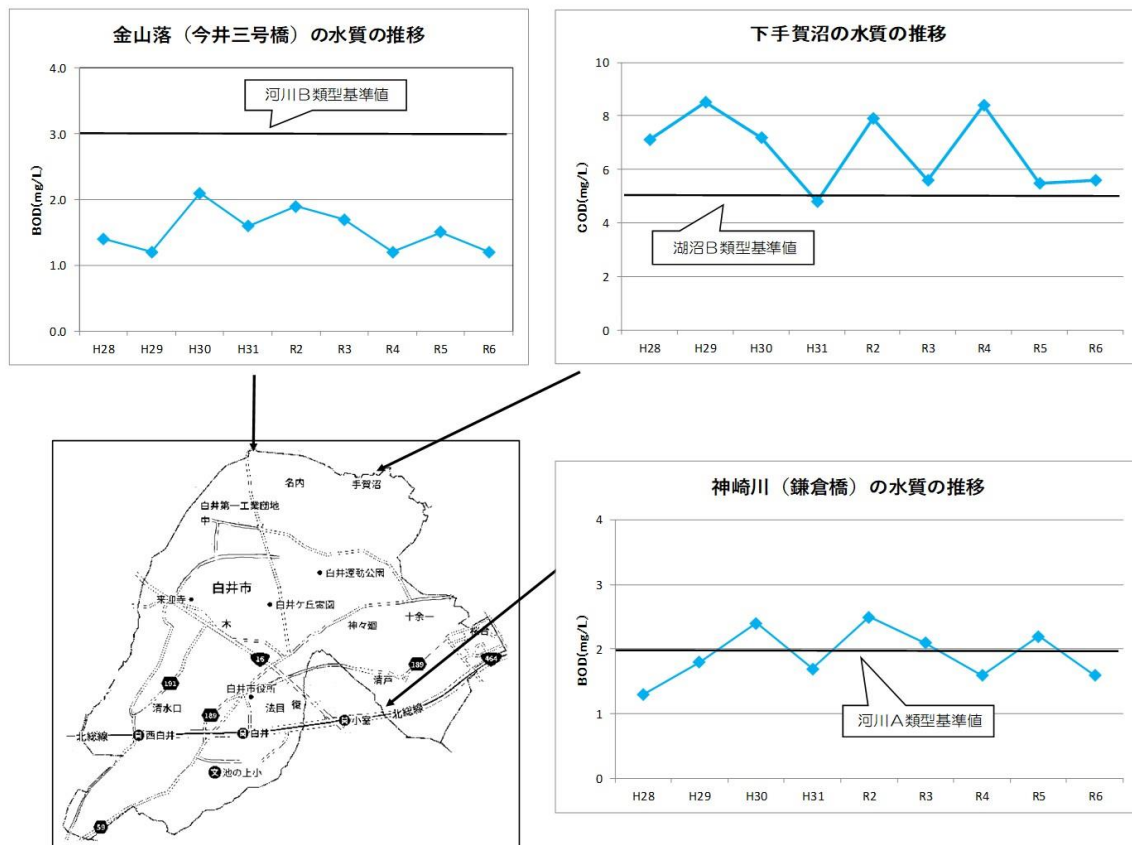
本市の生活環境に係る環境基準のうち、代表的なものとして、大気質、水質、騒音等に関する基準があります。

大気質については、二酸化窒素及び浮遊粒子状物質は、平成23（2011）年度以降、環境基準値以下となっています。一方で、光化学オキシダントの環境基準値を超えた日数は、年による増減はあるものの毎年60日以上で推移してきましたが、令和4（2022）年度は57日となっています。

水質については、河川のBOD^{※13}は神崎川で年によっては環境基準値を超えていることがあります。また、下手賀沼のCOD^{※14}は平成31（2019）年度を除いて環境基準値を上回っています。

航空機騒音については、令和6（2024）年度も環境基準値を下回っています。

その他、市に寄せられた公害については、日常生活に密接に関係したものが多く、令和6（2024）年度には155件の意見がありました。

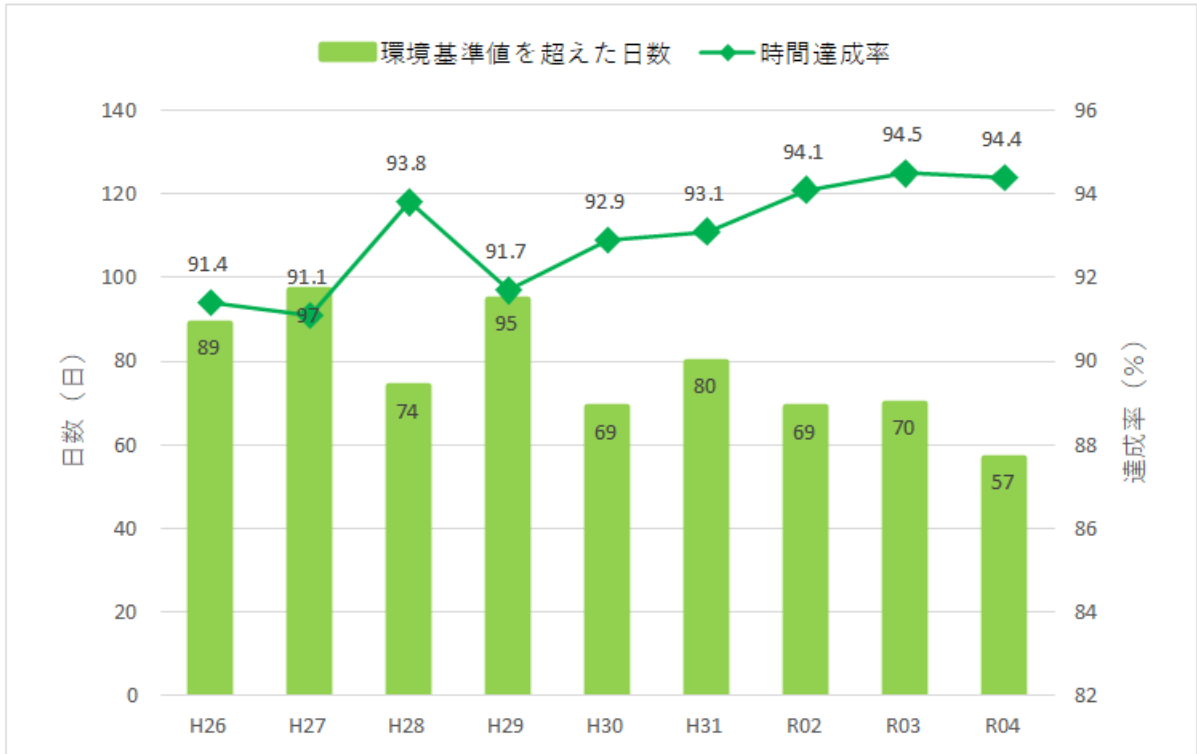


出典：「白井市環境白書」

図 4.5 主な水質測定地点の位置及び水質の経年変化

※13 BOD（生物学的酸素要求量）：水中の有機物が微生物によって酸化分解される時に消費される酸素量です。河川の水質汚濁の代表指標です。「Biochemical Oxygen Demand」の略。

※14 COD（化学的酸素要求量）：水中の有機物を酸化剤で酸化する時に消費される酸化剤の量を酸素の量に換算したものです。海域や湖沼の水質汚濁の代表指標です。「Chemical Oxygen Demand」の略。



出典：千葉県「令和4年度大気環境常時測定結果」

図 4.6 光化学オキシダントの環境基準値に関する経年変化

課題

環境基準を達成している項目については、引き続き基準達成の取組を進めていくことが重要です。一方で、環境基準を達成していない光化学オキシダントや下手賀沼のCODについては、環境基準達成のための取組を進めることが課題です。また、不法投棄や野焼きといったその他の公害についても、市民からの意見に対応するとともに啓発や見回りといった発生抑制に取り組む必要があります。

また、良好な景観や歴史的・文化的環境といった市民の愛着がわく環境づくりを図ることで、本市が住み続けられるまちとすることも重要です。

施策の展開

大気汚染、水質汚濁、騒音・振動の防止等の生活環境に係る対策を引き続き進めることで、健康・快適な環境の保全を図ります。また、まちの美化や不法投棄の防止などの取組とともに良好な景観形成を図ることで、美しいまちづくりを推進します。

これらの取組を進めることで、安全・安心を維持し、快適に住み続けられるまちを目指します。

■ 施策体系

| 施策の方向 | 施策 |
|-----------------|------------------------|
| 3-1 健康・快適な環境の保全 | (1) 大気汚染、水質汚濁、騒音・振動の防止 |
| | (2) その他の公害の防止 |

| | |
|-----------------|-----------------------|
| 3-2 美しいまちづくりの推進 | (1) 白井の個性を活かした良好な景観形成 |
| | (2) まちの美化対策 |
| | (3) 不法投棄の防止 |
| | (4) 白井市の歴史的・文化的環境の保全 |

達成目標

| 指標 | 現状値 | 目標値 |
|---|-------------------|---------------------|
| 大気環境（二酸化窒素、浮遊粒子状物質、光化学オキシダント、ダイオキシン類）に関する環境基準の達成割合（％） | 75% （令和5年度） | 現状値より増加 （令和12年度） |
| 水環境（神崎川、金山落、下手賀沼）に関する環境基準の達成割合（％） | 78% （令和6年度） | 現状値より増加 （令和12年度） |
| 騒音（下総航空基地の航空機騒音）に関する環境基準（57dB以下）の達成割合 | 100% （令和6年度） | 現状維持 （令和12年度） |
| 国・県・市指定文化財合計数 | 48点 （令和6年度） | 50点 （令和12年度） |
| 不法投棄された可燃・不燃・粗大ごみの重量 | 4.0t （令和6年度） | 3.5t （令和12年度） |
| ごみゼロ運動の参加者数 | 4,178人 （令和6年度） | 5,000人 （令和12年度） |

施策の方向3-1

健康・快適な環境の保全

健康・快適な環境を維持するため、大気汚染、水質汚濁、騒音・振動の防止や悪臭、野焼き等のその他の公害防止のための取組を進めます。

(1) 大気汚染、水質汚濁、騒音・振動の防止

| 市の取組 | 主な担当課 |
|---------------------|---------|
| 污水排水施設維持事業 | 【上下水道課】 |
| 市道維持修繕による自転車利用環境の改善 | 【道路課】 |
| 市道新設改良による自転車利用環境の整備 | 【道路課】 |
| 合併処理浄化槽*等設置促進事業 | 【環境課】 |
| 水質調査・地下水汚染対策事業 | 【環境課】 |
| 大気質・水質・騒音等の環境の公表 | 【環境課】 |

(2) その他の公害の防止

| 市の取組 | 主な担当課 |
|----------------------------------|-------|
| 市民から寄せられた公害苦情の対応 | 【関係課】 |
| 市民から寄せられた公害苦情の公表 | 【環境課】 |
| 野焼きの発生抑制のための啓発・発見時の関係各署との連携による対応 | 【環境課】 |

コラム 市内における有機フッ素化合物(PFOS・PFOA^{※15})の現状と対策

白井市と柏市の市境を流れる金山落では、PFOS及びPFOAの合計値が継続的に指針値を超過しています。市では、令和6年度に金山落から200メートルの範囲内にある井戸の水質調査を実施しましたが、超過は確認されませんでした。

また、市が白井工業団地に設置している観測用井戸の水質調査を実施したところ、9地点のうち3地点において指針値を超過していることが確認されました。このことを受け、市では超過の確認された観測用井戸の周囲にある井戸の諸元調査や水質調査を行っており、汚染の範囲や原因の特定を進めているところです。

なお、超過が確認された飲用井戸の所有者には、飲用に使用しないよう指導したうえで、浄水器等の設置費を補助し、安全な飲用水の確保に取り組んでいます。

※15 有機フッ素化合物のPFOS（ペルフルオロオクタンスルホン酸）とPFOA（ペルフルオロオクタン酸）は、環境中で分解されにくく、高い蓄積性があることから、国内外において製造、使用等が規制されています。撥水性、撥油性等の性質を有していることから、これまで幅広い用途で使用されていました。

施策の方向3-2 美しいまちづくりの推進

駅周辺等の整備時の景観への配慮やまちの美化に取り組み、美しいまちづくりを推進します。

(1) 白井の個性を活かした良好な景観形成

| 市の取組 | 主な担当課 |
|----------------|---------|
| 景観とみどりの基本計画の策定 | 【都市計画課】 |

(2) まちの美化対策

| 市の取組 | 主な担当課 |
|-------------------|---------|
| ごみゼロ運動の実施 | 【環境課】 |
| 市民団体等が実施する清掃活動の支援 | 【環境課】 |
| 放置自転車対策事業 | 【都市計画課】 |

(3) 不法投棄の防止

| 市の取組 | 主な担当課 |
|------------------------------|-------|
| 監視パトロールや監視カメラによる不法投棄防止のための監視 | 【環境課】 |
| 不法投棄防止看板設置等による不法投棄防止のための啓発 | 【環境課】 |
| 沿道みどりの推進事業 | 【環境課】 |

(4) 白井市の歴史的・文化的環境の保全

| 市の取組 | 主な担当課 |
|---------------|---------|
| 各種文化財調査・成果の発信 | 【生涯学習課】 |
| 市内の文化財保護事業 | 【生涯学習課】 |

| | |
|-----------------------|---------|
| 市内の文化財周知事業 | 【生涯学習課】 |
| 埋蔵文化財や文化財に関する情報の記録・保護 | 【生涯学習課】 |
| 市史編さんのための情報収集 | 【生涯学習課】 |

各主体の役割（例示）

市民の役割

- ・家庭における悪臭の発生防止に努めます。
- ・家の庭等でごみを焼却しません。
- ・環境にやさしい石鹼・洗剤の使用に努めます。
- ・ごみは不法投棄せず、適切に処理します。
- ・ごみゼロ運動などの清掃活動への参加を検討します。
- ・自宅周辺の道路などの定期的な清掃、除草に努めます。
- ・自転車を駅周辺等に放置しません。
- ・空き缶やたばこ等のごみのポイ捨てはしません。



事業者の役割

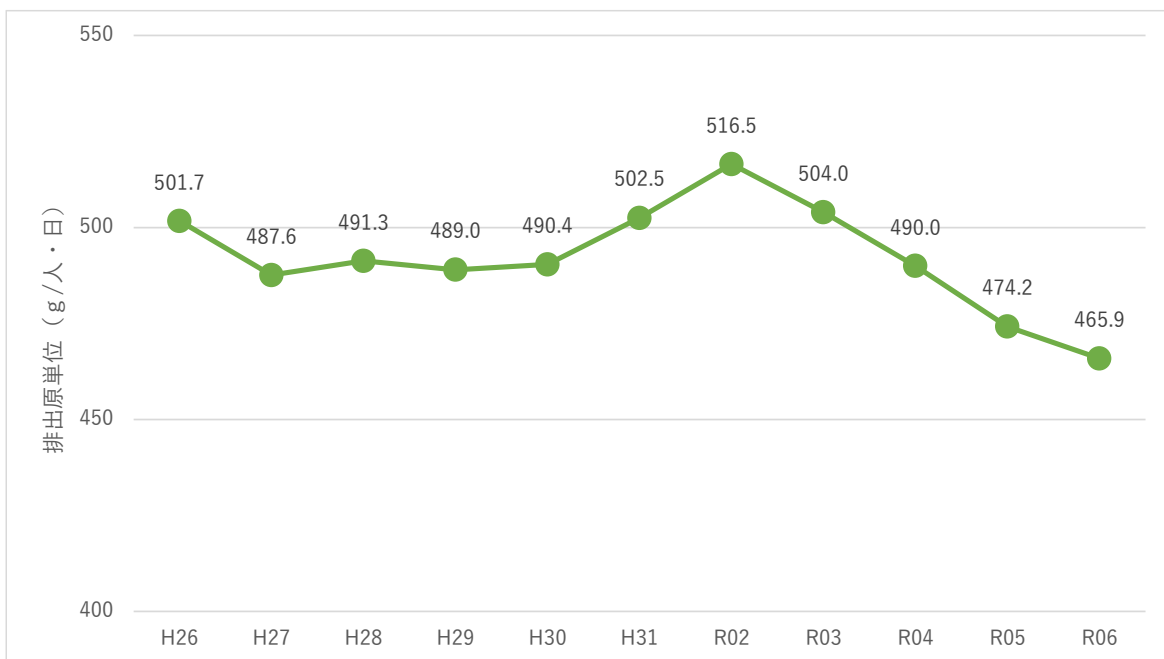
- ・工場、事業所等における悪臭の発生源については、密閉性の高い建屋内に設置するなど周辺に影響を及ぼさないようにします。
- ・事業所の敷地等でごみを焼却しません。
- ・事業所からの排水は、法制度に基づいて適切な管理を徹底します。
- ・ごみは不法投棄せず、適切に処理します。
- ・夜間の照明利用時には、周辺に配慮します。
- ・事業所周辺の道路などの定期的な清掃、除草に努めます。



基本目標4 ごみを減らし、資源の循環に取り組むまち

現状

市内の廃棄物は、印西地区環境整備事業組合の「印西クリーンセンター」で中間処理（焼却、破碎）のうえ、「印西地区一般廃棄物最終処分場」において最終処分（埋立て）しています。本市では、資源回収運動などの取組を通して、資源物の集団回収に努めており、令和6（2024）年度は215tの回収実績となっています。こうした資源化や啓発の取組により、本市における家庭系一般廃棄物の排出量は平成20（2008）年度から平成29（2017）年度にかけて概ね順調に減少傾向を維持しておりました。平成30（2018）年度からは増加傾向に転じましたが、令和2（2020）年度をピークに減少傾向となり、令和6（2024）年度時点での1人1日当たりのごみ排出量は465.9g/人・日となっています。また、事業系一般廃棄物についても平成31（2019）年度から増加傾向に転じ、その後横ばいで推移しており、令和6（2024）年度時点で5,090tとなっています。



出典：「白井市環境白書」

図 4.7 1人1日当たりの家庭系ごみ排出量（排出原単位）の推移

課題

今後も継続して、ごみの発生抑制や再使用、分別・資源回収による再資源化を定着させていくことにより、ごみの減量を推進する必要があります。また、まだ食べられるのに廃棄される食品（食品ロス）等の問題や河川等を通じてプラスチックが海にたどり着くことによる海洋汚染*（海洋プラスチック*）、リチウムイオン電池の混入によるごみ処理施設の火災といったごみに関する新たな問題への対応を検討していく必要があります。

施策の展開

ごみを減らし、資源の循環を図っていくためには、これまでの「使い捨ての社会」から、Reduce（リデュース＝ごみを出さない）、Reuse（リユース＝再使用）、Recycle（リサイクル＝再生利用、再資源化）の3Rの考え方を基本とした「循環型社会」への転換が強く求められており、市民・事業者・行政がともに取組を進めていくことが重要です。

ごみの減量化や資源化については、印西地区ごみ処理基本計画との整合を図りつつ、市民や事業者とともに3Rの一層の推進が図られるよう、分別に取り組みやすい環境を整えるとともに、食品ロスや海洋プラスチック問題なども含めた普及啓発を推進します。

■ 施策体系

| 施策の方向 | 施策 |
|----------------|--------------------|
| 4-1 ごみ減量の推進 | (1) リデュース（発生抑制）の推進 |
| | (2) リユース（再使用）の推進 |
| 4-2 ごみの再資源化の推進 | (1) リサイクル（再生利用）の推進 |

達成目標

| 指標 | 現状値 | 目標値 |
|-------------------|---------------------|------------------------|
| 家庭系一般廃棄物の一日当たり排出量 | 466g/人・日 (令和6年度) | 440g/人・日以下 (令和12年度) |
| 一般廃棄物の資源化率 | 14.7% (令和6年度) | 23.2%以上 (令和12年度) |

施策の方向4-1 ごみ減量の推進

ごみの減量は、資源を無駄にしないだけでなく、温室効果ガスの削減やごみ処理に係る費用の削減に効果があります。本市では、リデュース（発生抑制）とリユース（再使用）を推進することで、ごみ減量を進めます。

(1) リデュース(発生抑制)の推進

| 市の取組 | 主な担当課 |
|------------------------------|----------------|
| 生ごみ処理容器等の購入費助成 | 【環境課】 |
| 食品ロスや海洋プラスチックなどの削減に向けた啓発等の実施 | 【環境課】 【健康課】 |
| ごみ減量化のための家庭系ごみ有料化の検討 | 【環境課】 |

(2) リユース(再使用)の推進

| 市の取組 | 主な担当課 |
|--------------------|-------|
| リユースの促進と関連情報の収集・発信 | 【環境課】 |

施策の方向4-2

ごみの資源化の推進

リデュース（発生抑制）やリユース（再使用）に取り組んでも発生するごみについては、適切に分別し、リサイクル（再生利用）することで、資源として有効活用することができます。ごみ分別に関する啓発や資源回収運動等に取り組むことで、ごみの資源化を推進します。

(1) リサイクル(再生利用)の推進

| 市の取組 | 主な担当課 |
|---------------------------------|-------|
| ごみ分別講座等の実施 | 【環境課】 |
| 資源回収団体及び有価物回収業者への奨励金の交付 | 【環境課】 |
| 拠点回収（廃食用油、小型家電、雑紙、リチウムイオン電池）の実施 | 【環境課】 |
| プラスチック使用製品の廃棄物の分別収集等の実施 | 【環境課】 |



コラム

まだ使えるものは廃棄する前にリユースしよう！

本市では令和5年（2023年）4月から、株式会社マーケットプライスが運営する「おいくら」及び令和7年（2025年）4月から、株式会社ジモティーが運営する「ジモティー」と連携し、まだ使えるもののリユース促進事業を進めています。

ごみとして廃棄する前に、リユースに繋がられないかご検討ください。



地域の情報サイト



とは

株式会社マーケットエンタープライズが運営する不用品の一括査定サービスであり、ソファなどの大型家具だけでなく、市では処分できない冷蔵庫や洗濯機などの家電も手軽にリユースすることができます。

出張買取での対応が可能な品物の場合、収集場所まで運び出す手間を省くことも可能です。




とは

地域の様々な情報を無料で掲載できる掲示板サイトで、個人間で取引を行うため、買取店では値がつかないものや運搬に困るものも取引が可能なサイトです。


利用に係る会員登録や出品の際の手数料も無料、簡単に投稿ができ地元での譲り先が見つかるサービスです。

※「ジモティー」は個人間取引となりますので、市では一切の責任を負いかねます。

各主体の役割（例示）

 市民の役割

- ・生ごみの水切りに努めます。
- ・資源物の分別徹底に努めます。
- ・マイバッグ・マイボトルなどの使用や詰め替え用品などの購入を心がけます。
- ・物や食材などの購入を必要最小限にし、食品ロスの削減に努めます。
- ・リサイクルショップなどを活用し、不要となった物のリユース（再使用）に努めます。
- ・災害時は、市からの情報を収集してごみの適正排出に努めます。


 事業者の役割

- ・法律を遵守し、ごみは適正に排出します。
- ・ごみの減量、リサイクル、省資源対策の推進に努めます。
- ・繰り返し使える容器などの利用や優先した販売、簡易包装に努めます。
- ・小盛りメニューや小分け販売、量り売りなどにより食品ロスの削減に努めます。
- ・食品廃棄物の減量、資源化に努めます。
- ・災害時は、市からの情報を収集してごみの適正排出に努めます。



基本目標5 環境にやさしいライフスタイルを広げるまち

現状

本市では、多くの人々が環境に関心を持ち、環境保全活動に参加する契機となることを目的に、毎年「白井環境フォーラム」を開催しています。さらに、市民団体との協働により、里山学校、夏休み子ども環境学習、川の学校などの環境学習の機会を提供しています。

また、身近なみどりを育てることで地域や沿道を美しくする「沿道みどりの推進事業」参加団体への助成などの市民・市民団体・事業者・行政での協働による環境保全活動を実施しています。

図 4.8 環境学習等の機会の提供

| 活動等の名称と概要 | |
|--|--|
| <p>○里山学校 NPO法人谷田武西の原っぱと森の会との共催。年に5回程度開催。</p>  | <p>○川の学校 神崎川を守るしろい八幡溜の会との共催。年に3回程度観察会やごみ拾い等を実施。</p>  |
| <p>○夏休み子ども環境学習 白井環境ネットワークの会との共催で夏休みを利用し見学や体験学習を実施。</p>  | <p>○白井環境フォーラム（体験活動） 市民団体や事業者、行政が連携協力して環境保全活動を実施していくきっかけとすることを目的に「白井環境フォーラム」を実施。</p>  |

出典：「白井市環境課Facebook」

課題

アンケート結果では、環境保全活動やイベントへの参加割合が高くないことから、参加しやすいイベント等を実施していくとともに、これまで環境問題に興味を持っていない人に向けたアプローチも必要です。

また、世代交代の時期が来ている環境保全団体の活動を存続させる連携・協働方法を考えるとともに、本市の発展のためには、環境問題をビジネスチャンスに変えていくことも重要です。

施策の展開

市民・市民団体・事業者・行政などの各主体が自分事として、環境保全活動を実践するひとつづくりや環境保全活動を促進するための連携・協働の仕組みづくりを進めます。また、環境問題を解決することが新たなビジネスの推進につながるような取組を支援します。

これらの取組を進めることで、環境にやさしいライフスタイルを広げるまちを目指します。

■ 施策体系

| 施策の方向 | 施策 |
|-----------------------|---------------------------|
| 5-1 環境保全活動を実践するひとつづくり | (1) 環境教育・環境学習の推進 |
| | (2) 環境活動を率いるリーダー育成・活動の場創出 |
| | (3) 環境情報の収集・発信 |
| 5-2 連携・協働の仕組みづくり | (1) 産・官・学・民の連携 |
| | (2) 国・千葉県・他自治体との連携 |
| | (3) 環境団体の環境保全活動の促進 |
| 5-3 環境ビジネスの推進 | (1) 環境ビジネスの創出支援・育成 |

達成目標

| 指標 | 現状値 | 目標値 |
|------------------|------------------|--------------------|
| 市内の環境関係活動団体数 | 58団体 (令和6年度) | 62団体 (令和12年度) |
| 環境関連イベントの開催件数 | 43件 (令和6年度) | 45件 (令和12年度) |
| 環境関連イベントへの延べ参加者数 | 1,517人 (令和6年) | 1,600人 (令和12年度) |

施策の方向5-1

環境保全活動を実践するひとづくり

将来にわたり環境保全活動を推進していくためには、担い手となる人を育てることが重要です。そのため、環境に関する情報収集・発信や環境教育・環境学習を推進するとともに、環境活動のリーダーとなる人の育成・活動の場を創出します。

(1) 環境教育・環境学習の推進

| 市の取組 | 主な担当課 |
|---------------------|------------------|
| 環境学習講座開催の支援 | 【環境課】 |
| 環境教育の実施 | 【教育支援課】 【環境課】 |
| プラネタリウムを活用した環境教育の実施 | 【文化センター】 |

(2) 環境活動を率いるリーダー育成・活動の場創出

| 市の取組 | 主な担当課 |
|-----------------|-------|
| 森のグラウンドワーク活動の推進 | 【環境課】 |
| 白井環境フォーラムの開催 | 【環境課】 |

(3) 環境情報の収集・発信

| 市の取組 | 主な担当課 |
|------------------|-------|
| 白井環境フォーラム等での情報発信 | 【環境課】 |
| 環境白書の発行 | 【環境課】 |

施策の方向5-2

連携・協働の仕組みづくり

効果的・効率的に環境への取組を進めるためには、連携・協働の仕組みが鍵となります。産・官・学・民の連携や国・県・他自治体との連携方法について、橋渡し役としての中間支援組織の活用等も含めて検討します。

市民・団体による環境活動や、事業者による環境貢献の取組み、建替え・開発等の事業が進む際に、地域特性へ十分に配慮した、より適切かつ効果的な環境保全を実現し、市民・事業者・行政の各主体が納得できるプロセスとなるよう、学識者の専門的知見を基に中立的な立場で支援する中間支援組織の形成・連携を推進します。

また、現在活動している環境団体等の活動の支援を行うとともに、環境保全活動や環境学習の機会への市民・事業者の参画を促します。

(1) 産・官・学・民の連携

| 市の取組 | 主な担当課 |
|--------------------------------|--------------------|
| しろい市民まちづくりサポートセンターを介した市民団体との連携 | 【市民活動支援課】 【環境課】 |
| 中間支援組織の形成推進 | 【環境課】 【都市計画課】 |
| 中間支援組織との連携 | 【環境課】 【都市計画課】 |

(2) 国・千葉県・他自治体との連携

| 市の取組 | 主な担当課 |
|------------------------|-------|
| 国・千葉県・他自治体の環境に関する情報収集 | 【環境課】 |
| 他自治体との協定に基づく環境保全に関する連携 | 【環境課】 |

(3) 環境団体の環境保全活動の促進

| 市の取組 | 主な担当課 |
|----------------------------|-------|
| 沿道みどりの推進事業 | 【環境課】 |
| 環境団体・学術機関との協定に基づく環境保全活動の推進 | 【環境課】 |

施策の方向5-3**環境ビジネスの推進**

環境問題の解決を図るにあたっては、事業者のビジネスといった視点での取組も重要となります。そのため、本市での環境ビジネスの創出支援や環境マネジメントシステムの構築支援を行います。

(1) 環境ビジネスの創出支援・育成

| 市の取組 | 主な担当課 |
|---------------------------|---------|
| 異業種・異分野交流・連携事業による農工商連携の検討 | 【産業振興課】 |
| 農業における未利用材の有効活用等の検討 | 【産業振興課】 |

(2) 環境マネジメントシステムの構築支援

| 市の取組 | 主な担当課 |
|--------------------------------|-------|
| エコアクション21*等の認証に向けた事業者への啓発・情報発信 | 【環境課】 |

各主体の役割（例示）

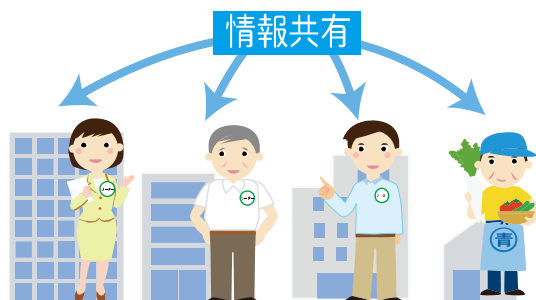
市民の役割

- ・子どもと一緒に地域の環境活動やイベント等への参加を検討します。
- ・環境学習講座へ参加して、環境問題等の理解を深めます。
- ・家族や身近な人と環境に関する話題の共有に努めます。
- ・市や地域、団体等が行う環境に関する活動への参加を検討します。
- ・市のホームページやSNSをとおして環境に関する情報を収集し、理解を深めます。
- ・地球温暖化等の環境問題が生活に与える影響を理解し、自らできる行動を考えます。



事業者の役割

- ・市・市民団体と協働した環境に関するイベント等への参加を検討します。
- ・市や地域、団体等が行う環境に関する活動への参加を検討します。
- ・市のホームページやSNSをとおして環境に関する情報を収集し、理解を深めます。
- ・地球温暖化等の環境問題が事業に与える影響を理解し、事業者間での共有に努めます。



第5章 推進体制・進行管理

1. 推進体制

市の取組については、財政状況を勘案しつつ各事業を展開していくこととしますが、本計画の着実かつ効果的な推進に向け、下図に示すような計画推進体制を整備し、市民・市民団体・事業者・行政が相互に連携・協働することにより取組を進めます。

また、関係各部署より各種事業の進捗状況や指標の推移などを収集・把握し、その結果を環境白書やホームページをとおして公表します。なお、各種取組については、「白井環境フォーラム」などを通じた各主体間の相互交流や情報交換を深めます。

本計画に基づく市の施策の進捗状況や指標の達成状況などの報告を受け、その内容を点検・評価するとともに、環境保全に関する事項について、必要に応じて意見等を述べる場としての環境審議会を運用します。

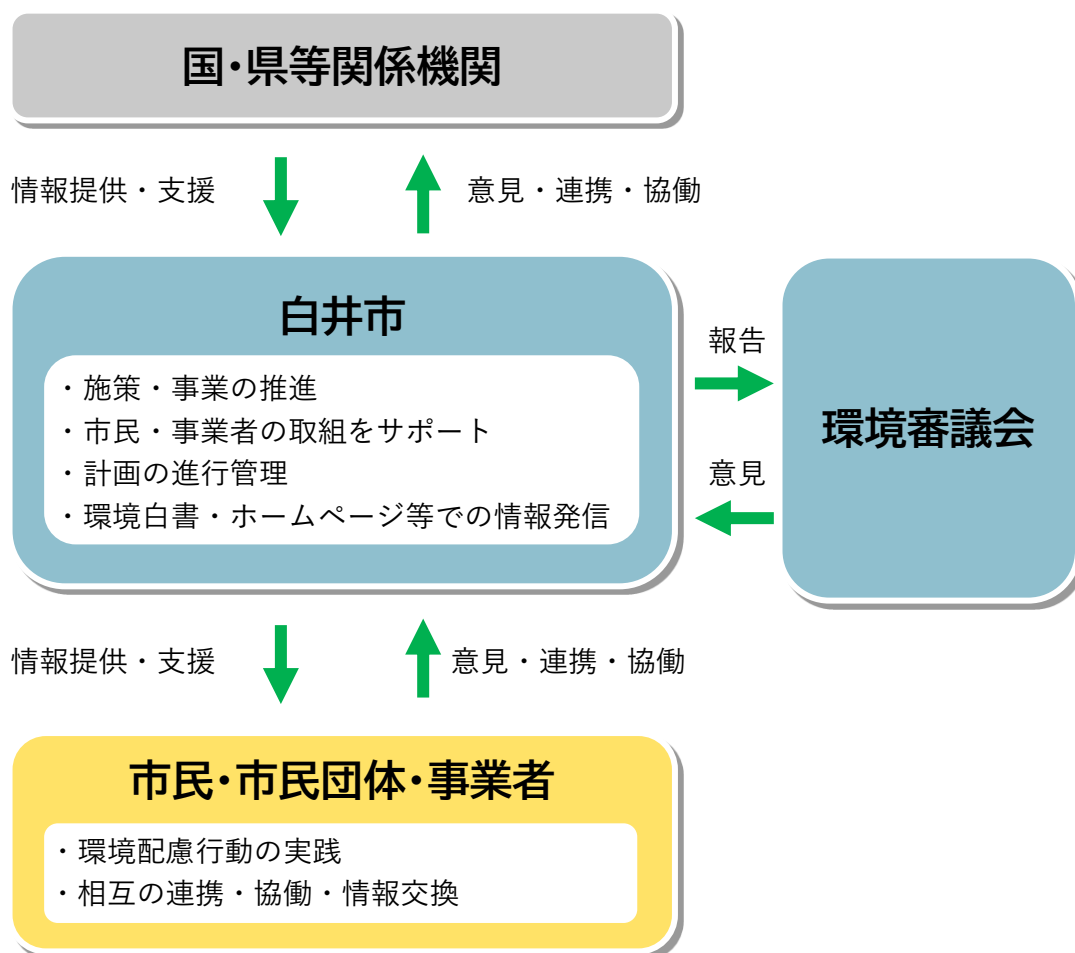


図 5.1 計画の推進体制

2. 進行管理

本計画の推進においては、PDCAサイクルに基づく点検・評価や見直しを行い、計画の継続的な改善を図ります。

計画の進行管理に際しては、①計画の進行管理に係る全期間のPDCAに加え、②環境審議会とおした毎年度の事業の進行管理に係る点検・評価を行うことによる多層的なPDCAサイクルを運用します。①については、長期にわたる計画期間の途中段階に中間見直しの機会を設け、計画の改善につなげます。

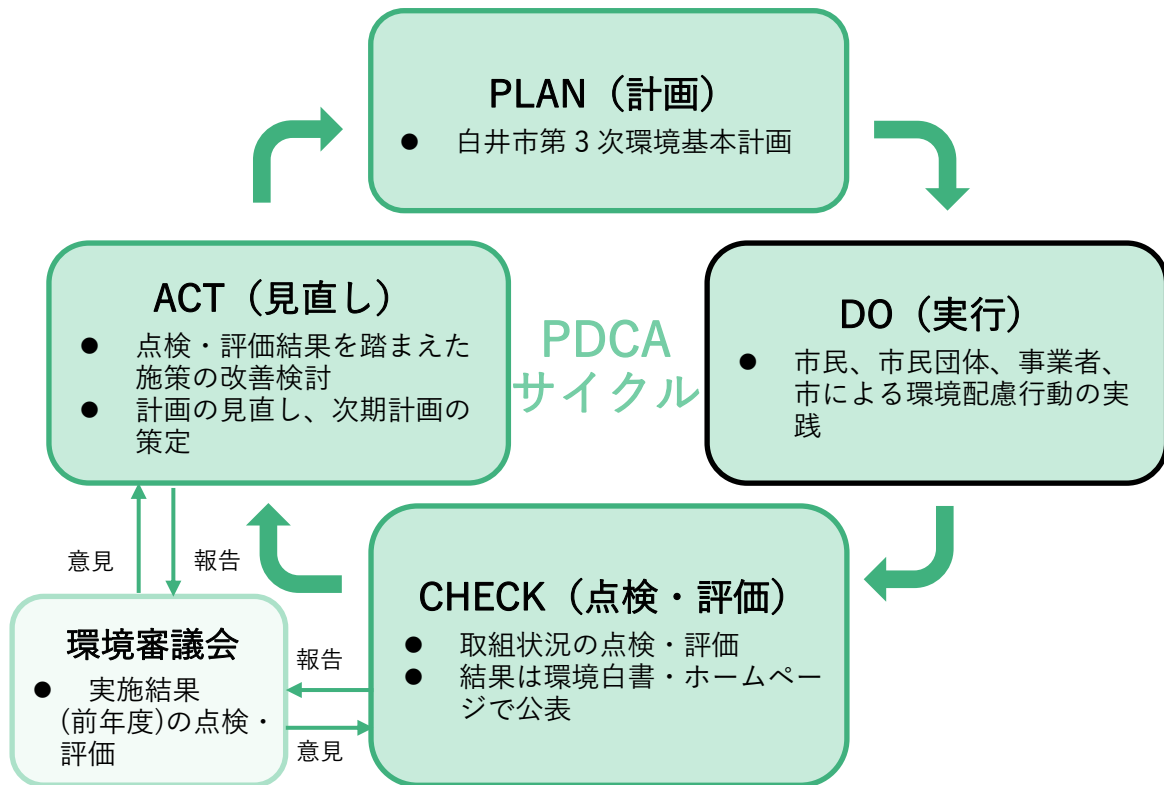


図 5.2 PDCAサイクルによる計画推進

白井市第3次環境基本計画

～良好な環境を未来につなぐ 持続可能なまち～

編集・発行 白井市 市民環境経済部 環境課

所在地 〒270-1492 千葉県白井市復1123番地

電話 047-401-5409

発行年月 令和4（2022）年 4月 策定

令和8（2026）年 2月 中間見直し



白井市
SHIROI CITY